

《論 説》

ドイツにおける男女同率化と連邦裁判官

小 野 秀 誠

- 第1章 はじめに
- 第2章 ドイツの男女割合法
 - A 序
 - B 公共部門における指標
 - C 私的部門における指標、低迷
- 第3章 連邦の女性裁判官
- 第4章 むすび

第1章 はじめに

1 男女同権法の沿革と限界

(1) 人の平等と差別の禁止は、啓蒙の時代から唱えられてきたが、その実現は、必ずしも容易ではない。平等の対象は多様であり、優先度にも差がある。時代の推移まで、気づかれなかったものもある。また、20世紀の初頭には反動があり、公然たる差別が行われた。本格的に再開したのは戦後である。

近代法は、権利能力の平等は認めたが、形式にとどまり、社会的実力にもとづく差別は長く行われてきた。実質的平等は、社会法の分野に始まるが、私法一般については遅れ、公法では形式的平等さえも遅かった（普通選挙権）。私法でも、女性の解放が遅れたことから、古くに、男女差別の禁止を促進するために、男女同権法（Gleichberechtigung）が制定された。これは、おもに家族

法の領域を対象にしていた。すでに100年の歴史を有し、1917年のロシア、1920年代の北欧にまで遡る（スウェーデンで1920年、デンマークで1925年、ノルウェーで1927年）。第二次世界大戦後には、東欧にもみられた（1949年でチェコと東ドイツ、1950年にポーランド、1952年にハンガリー）。西側では、ドイツ連邦共和国では1949年である（基本法3条2項、117条1項。男女同権法は、1957年）。フランスで1965年、オランダで1970年、イギリスで1973年、イタリアでは1975年と続いた。オーストリアで1975年、ベルギーで1976年、スペインで1981年である。ただし、スイスはかなり遅れて、ようやく1988年であった¹⁾。スイスの男女同権の状況は、1900年代初頭には、先進的な地位を占めたにもかかわらず、1900年代の後半の中央ヨーロッパでは、最後尾であっ

1) Wesel, *Geschichte des Rechts in Europa, Von den Griechen bis zum Vertrag von Lissabon*, 2010, S.634. ギリシアも遅く、1983年である。

後見人の庇護 (*cura sextus*) を離れるという意味での女性の解放は、男女同権法より早い、ヨーロッパ大陸では、1714年のジュネーブを嚆矢とする。遅い方では、1981年にスペインでようやく肯定され、既婚女性が完全な法的自立性を獲得した。未婚女性の後見廃止は、やや早い。ハンガリーでのみ、1874年に、全女性が後見から解放された。スカンジナビア諸国では、既婚女性は1888年（ノルウェー）から、1929年（フィンランド）の間に、解放された。フランス民法の影響下の諸国では、既婚女性の解放は比較的遅い。イタリアが最初で、1919年、フランスは、1938/42年、オランダで1956年、ベルギーで1958年、ポルトガルで1966年である。Martens, *Kurze Geschichte der Frau im Recht*, Jura 2018, 1191, 1197. 啓蒙の精神は、女性解放については、あまり効果がなかったのである。

イギリスのコモンローでは、独身の成人女性は、中世から後見人から離れ、法的に独立していたが (*femmes soles*)、既婚女性は、夫権の下におかれた。婚姻によって、法的な独立を失ったからである (*femmes couvertes*, 夫の法的人格によってカバーされる。庇護の傘である)。当初は宗教的な理由 (*Evas Sündenfall*) によっていたが、啓蒙の時代には、婚姻を契約により説明し、妻は夫に権利を譲渡したと説明された (*Blackstone, Commentaries on the Laws of England, I, 1765, Ch.15.*)。庇護の傘の思想は長く続き、1870年に、エクイティーの判例法を制定する法律によって初めて、既婚女性に、自分の収入による財産権が肯定された (*Married Women's Property Act*)。しかし、法律は、女性の保護だけでなく、女性の債権者の保護を目的としていた。夫婦の平等が定められたのは、1935年であった (*Married Women and Tortfeasor's Act*)。Martens, a.a.O., S.1198.

た²⁾。

しかも、その対象はおおむね家庭内の形式的地位にとどまり、家庭外に及ぶことは、まれであった。形式的な同権だけでは、社会的な差別と格差は必ずしも解消されない。社会法に続いて、消費者保護立法は、20世紀後半以降によく大きな法領域となった。労働、賃貸借など多様な分野でも、いっそうの片面的な強行法規の増大がみられた。しかし、20世紀の後半には、こうした実質的考慮を空虚にする手段（規制緩和や富裕層への優遇税制の導入など）によって、再度差別と格差が拡大することになったのである。中間層の没落による反移民の風潮や地域主義の影響は大きい。

男女の同権についても、格差はなお大きい。女性の社会進出が顕著な現代においても、形式的な同権だけでは、必ずしも十分ではない。基本的な単位である企業や国家・自治体における実質的な平等は、抽象的な権利の承認レベルでは達成されないからである。内容を実体化するには、それぞれの組織内における数値的な男女の同率が必要な場合があり、また同率は実質化のメルクマールとなる。しばしば、すでにいちじるしい不平等がある場合には、こうした推進策がなければ、対等なスタートに立つこともできないからである。平等は、権利と同じで、放置したままでは達成されない。雇用の危機時に、女性差別が強まることについては、1930年代の先例がある。2020年以降のコロナ禍の下でも、女性の貧困が再現された。

(2) 日本で、民法上、男女の平等が実現されたのは、ようやく戦後である。新憲法の下で、不平等規定が削除され（総則の妻の無能力規定の削除。14条から18条）、親族編・相続編の改正が行われた。改正が不十分であったことから、1条ノ2として、民法の解釈基準がおかれた。個人の尊厳と両性の本質的平等である（現2条。昭22年法222号。憲法24条2項）。

もっとも、形式とは異なり、実質が伴っているかには、疑問もある。日本では、学校や教育は比較的、男女の平等が実現されている場と考えられてきた。

2) 今日では、ヨーロッパの大学では男女比率はほぼ同率になっているが、1900年代初頭には、かなりの差がみられた。独法113号82頁。Rüegg, Geschichte der Universität in Europa, III, 2004, S.210ff.

後述の世界経済フォーラムの比較や国連の調査でも裏付けられている。しかし、2018年には、大学医学部における入試において、一部の私立大学において、女子や浪人生にハンディをつける隠れた合格基準が発覚した。大学入試という、もっとも客観的な基準が重要とされるべき場合でも、その基準があてにならないことが露呈したのである。これ以外の目にみえない壁もある³⁾。女性の若年定年制に関する最高裁判決は、ようやく1981年であり(最判昭56・3・24民集35巻2号300頁)、1979年12月に国連で採択(1981年発効)された女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women)の日本での批准・発効は、1985年(昭60年)であった。批准にあたり、男女雇用機会均等法(1972年法)の改題や国籍法の改正(父系血統主義から父母両系主義)が行われた。

2 形式的な男女同権から、実質的な男女同率へ

(1) 企業や公的機関における、わがくにの平等性が世界でも最低水準にあることは、広く知られているが、先進国においても、その内容には、かなりの差がある。また、先進的な地域においても、決して容易に進展してきたわけではない。ヨーロッパでも、北欧は平等性が高く、一般に、南に行くほど、男女平等の達成度は低い。ドイツも、それほど高いわけではないことから、2015年に、数値目標や割当を掲げる方法を採用した。効果をあげつつあるが、それでも、公的部門と私的部門の差は大きい。さらに、それぞれの中にも多様な差がみられる。

3) 世界経済フォーラムが2019年12月に公表した男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数2020」によると、日本は、G7の中では、他の6か国に大差で最下位となり、全体でも153か国中121位となった。この順位は過去最低である。順位が上がらないだけでなく、他国に比しての平等への努力がないために、下がるばかりである。

医学部の合格基準の差別は、隠されたものであったことから、発覚後に、大学評価のやり直しも行われた。大学基準協会は2020年2月5日、医学部医学科入試の調査結果を受けて、北里大学や順天堂大学、日本大学など7大学の大学評価を「不適合」判定へ変更した(同協会発表HP)。その後、一部の大学では、受験生からの損害賠償訴訟も提起された。

本稿は、この数値目標と割当を掲げる方法に着目し、参考としようとするものである。なによりも明確なのは、放置したままではギャップは埋まらないだけでなく、むしろ格差にもとづく貧困が拡大していることである。これは、数値目標を掲げる部門と否とでかなりの差があることから明らかである。また、たんに数合わせでは、本質的な平等はえられないことである。ドイツ法に特有な方法は、指導的地位にあることの検証である。わがくにで参考とする場合でも、不可欠な視点であろう。数値目標や割当も、形式的なもので代替しようとする動きがある。本稿で参考とする場合にも、注目することにしたい。総合職と一般職の区別などで実質的な差別が残ることもある。

もっとも、指導的地位の者の数だけが問題なのではなく、指導的地位の者の優遇が目的でもない。そうでない地位の者にもプラスの影響をもたらすためであり(むしろこれが主目的である)、底辺や中間層を切り捨てたり、切り捨てる理由とするべきではない。平等は、性別間の課題であるだけでなく、同性内の課題でもある。女性にブラックな職場は、男性にもブラックな職場であろう。男女平等は、格差克服の出发点でもある。逆に、男女平等が進展しないのは、全般的な格差存在の反映である。また、ドイツに着目するのは、西ヨーロッパでも比較的遅れた状況が急速に回復しつつある点に着目したからである。同じ後発国の改善状況は、より参考となる。差別や格差の理由としてしばしばと上げられる文化や社会に帰するよりも、意識の差が大きいことも分かる。

日本で、高校の女子進学率が男子のそれに匹敵し、場合によっては上回ったのは、1989年に遡る。しかし、その後の発展は遅れている⁴⁾。大学進学率の相違は残り、医学部の進学には、上述のような障壁さえ置かれていたのである。学部間による差異も大きい。教育のみならず、社会における進展はより遅い。

2020年までに指導的地位(たとえば、会社役員等)の女性割合を30%程度にすると政府目標(2003年)も達成されないまま(2019年に5.2%)、同年、

4) 高校以上の男女の進学率については、【歴史】525頁参照。日本では、高校までの女子進学率は、男子と変わりなく、諸外国に比してトップである。その反面、大学進学率との差異が著しい。諸外国では、高等教育への進学が可能な中等教育に進む場合には、あまりギャップなしに、高等教育にまで進むのである。

先送りされた。実際は、国会議員や企業の管理職でも1割、省庁の管理職では、その半分程度である。欧米諸国が4割に近いのとは異なる。世界では、割当制は、議員数などにおいて率先して定められ、公的部門の主導で、民間企業がそれに追従することが多いが、日本では、むしろ政治がかかわる公的部門において遅れているのが特徴である。公的部門の低迷は、民間部門の怠慢の口実となっている。選挙候補者の男女均等法（政党の努力目標）や、女性活躍推進法（企業や自治体の数値目標）は、いずれも、努力目標にとどまり、違反に対する制裁がなく、実効性に欠けている。女性ではなく、選挙向けの標語ばかりが輝いている⁵⁾。

(2) スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(WEF,ダボス会議)が2019年に公表したジェンダー・ギャップ指数(2006年から毎年。2020年版は2019年

5) 内閣府のHP(各分野における「指導的地位」に女性が占める割合、1-1-14図)および同(女性の政策・方針決定参画状況調べ、2015年)によると、国会議員(参議院)で、15.7%、同(衆議院)で9.5%にすぎない。都道府県議会議員で、8.9%である。ちなみに、高い方では、薬剤師の66.5%がもっとも高く、医師、歯科医師は、20%前後である。大学講師以上で19.5%、法曹のような専門職は比較的高く、弁護士18.1%、裁判官、18.7%、検察官が21.4%である。国家公務員採用者(総合職等事務区分)34.3%となっている。民間企業(100人以上)は低く、部長級で6.0%、課長級で9.2%である。メディア(日本新聞協会の記者)も、16.3%にすぎない。この数字は、おおむね2015年である。

後述第2章A4参照。公的部門が遅れる例としては、障害者雇用促進法による障害者雇用にみられる。2018年8月に露呈した事実では、国の中央省庁も、地方自治体も、障害者雇用数の水増しをしていた。不正数字操作は、裁判所などにもみられたのである。マイノリティー差別は、特定の部門だけということではなく、社会に相当程度まで共通した現象である。これについて、拙稿・独法113号71頁。

2021年2月3日の報道では、元首相経験者が、日本オリンピック委員会(JOC)の評議員会で、「女性がたくさん入っている理事会は、時間がかかる」と述べたと報道された(読売新聞など同日)。また、World Values Surveyの2017年から2020年までの調査では、日本は34か国中23位であった(女性より男性の方がよい政治指導者になりやすいとの設問に対する同意度の比較、スウェーデンで-1.592、ドイツで-1.263、アメリカで-0.947、日本は-0.426。エジプトは+1.071、中国は+0.050であった)。http://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp

12月)によると、日本は、153 か国中121 位であった(0.652)。2021年も120 位でほぼ同一であった(Global Gender Gap Report 2021 INSIGHT REPORT MARCH 2021)。教育と健康部門では平等性が高いが(0.983 と0.979)、経済参画が低く(0.598)、政治参画は極端に低い(0.049)。高い方では、アイスランド(1 位 0.877)、ノルウェー(2 位 0.842)などの北欧諸国がおり、ドイツ(10 位 0.787)、フランス(15位 0.781)、イギリス(21位 0.767)などのヨーロッパ諸国がこれに続く。アメリカはかなり下がって53位(0.724)であった。アジアでは、中国と韓国が106 位と108 位である(0.676 と 0.672)。日本は、120 位のアラブ首長国連邦(0.655)と122位のクエート(0.650)の間に位置している(値は、男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)であり、0が完全不平等、1が完全平等となる。日本は、2006年には79位であった)。2021年では、119位のアンゴラと121位のシエラレオネの間である(イエメン155位、アフガニスタン156位で最下位である)。

教育と健康部門はトップクラスであることから、経済参画と政治参画が足をひっぱっている点が顕著である。低い順位は、国内でも驚きをもって伝えられたが、反応は鈍いままである。

2021年にも、大幅な変更はなく、北欧がトップクラスで、ドイツは11位となった。アメリカは、53位から30位に上昇した。バイデン政権で女性の閣僚が増えたことによる。指数公表初年度の2006年との比較では、日本はどの項目にも大きな変化はなく、政治の指数はむしろ後退し、いっそう足を引っ張っている。かつて2006年には、日本は、79位であった(スコア0.6447)。トップに北欧諸国が並ぶのは変わらず、ドイツは、5位であった(イギリス9位、アメリカ23位、フランス70位、中国63位、韓国92位、サウジアラビア114位、イエメン115位で最下位であった)。

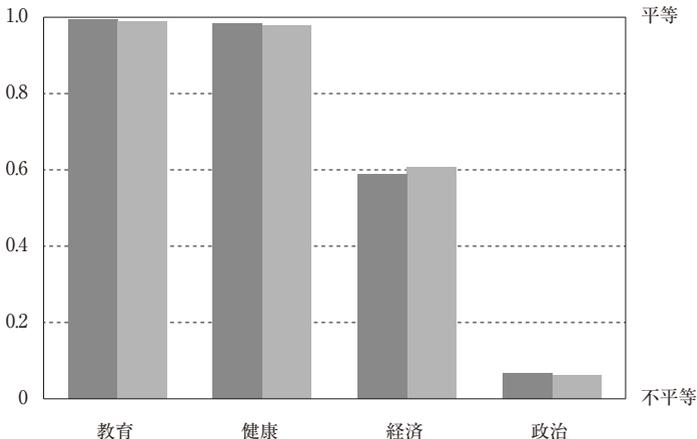
(3) また、国連開発計画(UNDP)の人間開発報告書(Human Development Report 2020, The next frontier Human development and the Anthropocene)によると、ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)では、日本は、19位である(2019年に24位)。上位には、ヨーロッパ諸国が並び、ドイツは6位(2019年に20位)、イギリスは13位である(2019年に31位)。フランスはか

なり下がって26位(2019年に8位)。イタリアは29位(2019年に14位)。アメリカは17位である(2019年に46位。全189国, p.361 Table 5)。アジアでは、ホンコンが3位、シンガポールが11位、韓国は23位、中国85位である(それぞれ2019年に、-、12位、11位、39位)。

これらの結果は、(2)の指数とはかなり異なる。(2)の指数との差が生じるのは、妊産母の死亡率や未成年出生率が入っているからである。健康部門の評価は高い。政治関係では、議会における割合のみである。ここでも、日本の政治の項目の数字は低い。政治が足を引っ張っていることが強調されれば、順位はもっと下がるであろう。同じ19位のイスラエルの23.3に対し、14.5にすぎない(なお、ジェンダー開発指数(Gender Development Index)は、356頁、Table 4)。UNDPの数字は、開発指数であるから、金満国は高めに出る傾向がある(サウジアラビア40位、バーレーン42位)。

人間開発報告書では、年による変化が激しいのも特徴であり、移動幅も大きい。20位ぐらいの変動はめずらしくないから、諸外国の改善しただけでは、大幅な低下の可能性もある。最上位グループ(Very high human development)は、66位まででかなり多い(60位がオマーン、64位がクエート)。67位から119位が高(High human development)、120位から156位までが並み(Medium human development)、157位からが低(Low human development)である。

女性参画の各要素(2006年と2021年)



(4) 国際連合の女子差別撤廃委員会は、民法の夫婦同氏を差別的とし、その改善をたびたび勧告(2003年、2009年、2016年)している。夫婦別姓の議論は、1974年の民法改正要綱試案、1976年の改正要綱に遡るが、進展していない。

長らく懸案となっている選択的夫婦別姓の導入についても、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、さらなる検討を進める」とされるにとどまる(2020年12月の第5次男女共同参画基本計画の閣議決定)。第4次計画に入っていた「選択的夫婦別氏」の文言自体も削除された⁶⁾。最判平27・12・16民集69巻8号2586頁に引き続き、2021年6月23日の最高裁判決も、民法750条の同

6) 内閣府男女共同参画局 Gender Equality Bureau Cabinet OfficeのHP(https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)には、平13年6月からの男女共同参画白書がある(最新のものは、令2年7月)。その基本データから各種統計にとぶことが可能である。ややまとまったものとしては、「女性活躍の現状と課題」(PDF)がある。

また、時事通信2020年12月25日、朝日新聞2020年12月26日。別姓の論議は、1994年の民法改正要綱試案に始まるが、いまだに遅延している。選択的別姓や家庭裁判所の許可制であっても、政権中枢からの異論が強い。伝統的家族観にもとづくものであり、平等観からは疑問もあるところである。婚姻年齢を18歳とすることは、成年年齢との関係で実現可能で(成年年齢の引下げは、憲法論議から生じた)、その他の論点も、個別に実現されているが、平31年民法の改正は、相続法の範囲にとどまった。

また、大学教育と男女の給与との関連について、Rüegg, Geschichte der Universität in Europa, IV, 2010, S.305 (Teichler, Der Berufsweg der Studierenden); S.311 (Die Berufstätigkeit von Frauen).大学卒業生の進路の比較については、S.323.

【歴史】526頁参照。労働格差で、近時はセクハラがとりあげられることが多いが、給与は古くから中心的な問題である。

簡単な賃金比較では、学歴による差と並んで大きな格差を生じている。

大学・大学院卒

高卒

20~24歳 22万9200円(女性は22万4800円) 20万3000円(女性は18万6400円)

50~54歳 53万2900円(女性は39万9200円) 34万8100円(女性は23万1300円)

55~59歳 52万2900円(女性は39万1200円) 34万9100円(女性は22万8400円)

(厚生労働省・賃金構造基本統計調査、令和元年、統計表 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2019/index.html>)

姓規定を合憲とした。古い家族観による抵抗は大きい。さらに、2020年に始まるコロナ感染症(Covid-19)の蔓延は、差別にもとづく格差の拡大を露呈した。

2020年8月26日の報道では、およそ1万社の民間企業の管理職の女性の割合は、7.8%にとどまり、昨年からの増加率も0.1%にとどまった。将来の見通しでも、増加を予想する企業は、21.7%で、変わらないとするものが60.3%であった。継続勤務のためには、出産や子育ての支援の充実が必要とされるが、おそらく、それだけではたりず(それも不足している)、より積極的な施策が必要となっている⁷⁾。

3 教育関係とその他の乖離

(1) 学生と教育部門での女性比率は高い。学校教育での平等は、しばしば社会へ出てからの不平等との乖離をもたらす。しばしば就職活動や就職後に、社会的な不平等に驚いたといわれる。

2020年の学校基本調査(速報値を含む)によれば、4年制学部の大學生の総数は、1万4000人増の262万3600人で、過去最多となり、女子学生の割合は0.2%増の44.4%となった。また、女性教員の割合は、幼稚園93.4%、小学校62.3%、中学校43.7%。義務教育学校54.4%、高校32.5%、中等教育学校35.2%、特別支援学校61.9%、大学25.9%であった。学校だけでは

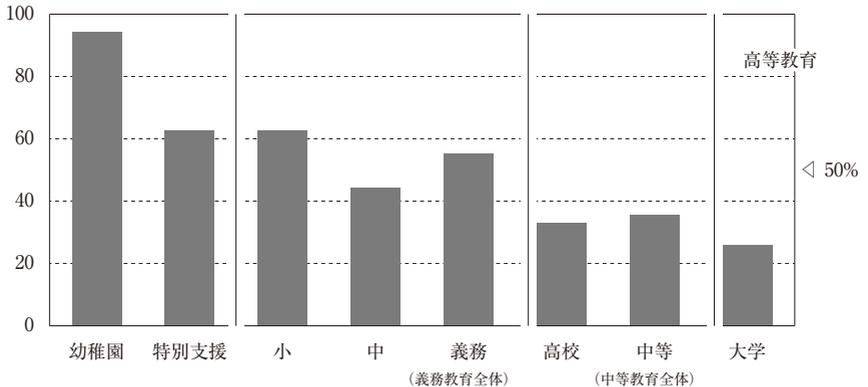
7) 詳細なものは、同「女性活躍の現状と課題」(「民間企業 管理職相当の女性割合の推移」)。部長相当職6.9%、課長相当職11.4%、係長相当職18.9%(第4次計画の成果目標は、それぞれ、10%、15%、25%)である。管理職を部長職と対応させると、伸びはごく僅かである。朝日新聞 2020年8月26日。

そして、こうした後進性が、少子化を招く最大の要因となっている。さらに、こうした差別(女性、年少者、障害者、外国人などの少数者)は構造改革を妨げ、バブル崩壊後の経済低迷の原因ともなっているのである。

2021年の報道では、東京商工リサーチによると、2020年3月期決算の上場企業2240社の役員2万5273人のうち、女性は1530人で6%とされる(朝日新聞2021年1月26日)。テレワークや環境への取組と同様に、大企業のほうがガバナンス(とくに国外の株主の動向)に敏感であり、差別の解消にも積極的ということであろう。後注9)をも参照。

なく、意識的に女性比率を上げようとする公的部門もある⁸⁾。

女性教員比率



(2) 一般的にみて、公的部門で女性比率が高いのは日本に限られない。形式的平等と平等へ向けた政策が比較の実体に反映されるからである。アメリカでも、公的部門で金融関連業務に従事する女性の比率は 30 % 以上でも、民間部門は 20 % 以下といわれる。より高いのは北欧であり、フィンランドでは、50%を超えている。公的な仕事は、政府（本気であれば）の目が届きやすく、人権やルールが明確化されているからである。育児休暇などもとりやすいことは、日本でも指摘されている。

民間企業では業種により差がある。比較的公的部門に近いところは女性の比率が高い。アメリカの国防産業では、企業の約半分で女性が要職に就いており、大手企業のトップに女性がつく例もみられる。もっとも、総数では、女性役員

8) 学校基本調査2020年（令和2年度、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001&tstat=000001011528>）。e-Stat政府統計の総合窓口。

大学などでは、数年ごとの評価のおりに、女性教員の比率向上について目標値を定め、達成度を記述することが行われている。もっとも、人の養成には時間がかかることから、第3章で後述する連邦の上告裁判所の裁判官の数が戦後ただちには増加しなかったのと同じ問題がある。

は、アメリカでも、26.1%にすぎない⁹⁾。大手企業のトップの女性もいるが、数的には限定されている。「世界経済フォーラム」の指数にもあるように、アメリカは意外に低いのである。

上場企業の取締役の女性割合（ドイツ）

年	2015	2016	2017	2018	2019
%	6.3	6.7	7.2	8.2	9.3

ARD, Debatte um Frauen-Quote in Unternehmens-Vorständen, 2020.11.24.

4 2021年法による修正

(1) ドイツの連立政権は、2020年11月20日、上場企業における女性取締役の登用を義務化する法案に合意した。企業の取締役が3人以上いる上場企業において、1人以上の取締役を女性にすることを義務付けるものである。

これは、ドイツの女性取締役の割合がヨーロッパで最低レベルにあることをうけてのことである。ドイツの女性役員の割合は、ヨーロッパの中では非常に低い。2020年9月の調査によると、上場企業トップ30における女性取締役の割

9) 欧米の女性比率については、ARD, Debatte um Frauen-Quote in Unternehmens-Vorständen, 2020.11.24. 著名なところでは、Angela Dorothea Merkel(1954-)は、2005年から第8代の連邦首相であり、初めての女性連邦首相である。

EU委員会が、域内の上場企業の非常勤役員の女性割合を2020年までに40%に引き上げることを決定したのは、2012年11月であった。対象は、EU内の上場の大企業5000社であった。当時、女性役員の割合は、27か国平均で13.7%、非常勤役員で15%であった（日本では1%に満たない）。女性役員の比率の向上義務化も、すでに先行実施されていた。

前注6)の「女性活躍の現状と課題」では、日本の女性役員数は、2020年に6.2%である（上場企業）。係長級で18.9%。高い方では、フランスで45.2%、スウェーデン37.5%、イタリア36.1%、ドイツ35.6%、イギリス32.6%である。日本は、8.4%である。

近時、丸紅は、2024年までの新卒総合職の新卒採用の半数を女性にするとした。男社会脱却のために大幅増を旨とするという。朝日新聞2021年1月24日。従来、大手の総合商社では、新卒採用の総合職の女性の割合は、2から3割にとどまる。その内容が、どこまで指導的地位の確保につながるかが注目される。

合は、スウェーデンでは24.9%、イギリスでは24.5%であるのに対して¹⁰⁾、ドイツは12.8%に過ぎない。

トップ100社に拡大すると、29社には、取締役はそれぞれ3人以上であるが、女性は1人もいない。すでに2015年に、ドイツでは従業員2000人以上の上場企業における監査役会への女性の任用、4000人以上の上場企業における女性役員割合の目標の設定を義務化した。しかし、目標値は低いままで、とくに女性取締役の増加が遅いものとされる(前頁の表参照)¹¹⁾。2015年からの増加は、

10) イギリスのトップ350社における女性取締役の割合は33%に達するが、その方策は、女性役員割合を法定するのではなく、企業の自主的な割合目標の設定によっている。ソフトローを自主的に達成・開示する方策でも十分に有効である。後述のドイツの割合法も、民間に関しては、同様の方式を採用している。イギリスだけでなく、フランスでも、企業(100人以上)の管理職や国会議員とも、30%を超えている(スウェーデンで40%)。アメリカは、意外に低く国会議員は、20%超程度である。

なお、イギリスのEU脱退は、2020年1月31日であった(国民投票は2016年6月、移行期間の終期は、2020年12月31日であった)。これによっても、同率化政策に大きな変更はないと予想される。

11) 逆に、ドイツのトップ企業30の株式指標であるDAX 30の企業における女性取締役の割合は低下し、2019年の29名から2020年9月には23人に減少したとされる。2019年、DAX30企業では、初めての女性代表取締役社長が誕生したが(ソフトウェア企業SAP)、短期で辞任したことが話題となった。ARD, ib.(前注9)。本法案が適用される上場企業は73社あるが、現在そのうちの32社には女性取締役がひとりもない。Vgl.BMJ, Frauen in Führungspositionen: Freiwillig tut sich wenig - nur feste Vorgaben wirken, 2020.6.10。割当のある監査役会では、女性比率は延びている。2015年の法の発効後、25%から35.2%に上昇した。しかし、ここでも、強い割当(feste Quote)外の企業では、19.9%のみである。Ib.

割当のない企業に比すると、割当の行われた監査役会での女性比率の向上に鑑み、司法相 Lambert の見解では、監査役会の割当の方式をすべての共同決定企業に単純に拡大するべきであり、株式相場(上場)の要件は、将来廃止されるべきであるとされる。Ib.

2020.6.10の計画では、4人以上の取締役のいる大会社では、少なくとも1人の女性を取締役とする予定であった。Ib.

わずかである。80%の企業では、女性の取締役はいない。70%は、取締役の設置を目的としながら、0%のままであった。

2020年11月の大連立の協議では、取締役3人以上の上場企業では、女性最低1人、連邦の関係する2人以上の取締役の企業では、女性最低1とされ、これらが未達成の場合と、自己決定企業でゼロの場合には、制裁を課することになる。これによって、2022年までの予想で、女性取締役の割合は16%に上昇し、ヨーロッパ諸国での番付けのうえでは、現在の24位の女性取締役の割合が、16位に上昇することが期待されている。計算上、トップ100社には、29人の女性取締役が必要となる。もっとも、これは最低限の数の義務化にすぎず、後述の割合法の基準（最低30%）を達成するには、女性取締役を200人ほども任用することが必要となる¹²⁾。

(2) 連立合意は、2021年1月6日に政府案として閣議決定された(BMJ, Verbindliche Vorgaben für mehr Frauen in Führungspositionen, 2021.1.6; BMFSFJ, Entwurf, Gesetz zur Ergänzung und Änderung der Regelungen für die gleichberechtigte Teilhaben von Frauen an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst, (Zweites Führungspositionen-Gesetz - FüPoG II, 2021.1.6)。

(i) 私企業については、取締役が3人以上の上場企業では、最低1人が法定される。おおむね70以上の企業がこれに該当し、その31社では、1人も女性取締役がない。ただし、多くの私企業では、まだ目標値の設定とその達成が求められるだけであるから、必ずしも全面的な転換となるわけではない。

(ii) 連邦は同率のモデルを提供する必要があることから、連邦の関係する公的企業では、より厳格な基準が適用される。すなわち、監査役会に適用さ

12) 取締役に次ぐ層の管理職においては女性が22%を占め、次世代の経営陣候補たる管理職以上の女性の人材は充分にいる。女性管理職の少ないITや機械等の一部業界はあるものの、本法実施に充分な下地は整っているという。

連立合意にもとづく政府案は、連邦司法相と連邦家族省の共同で検討され、成立した。そこで、2021年1月6日の声明も、両省の大臣から（個別に）行われている。実質的な内容が同じなのは当然である（詳細の程度の差はある）。

れる 30 %の強い割合のルールが適用されることから、94社で、2人以上の取締役の企業では、女性最低1人が義務づけられる。

健康保険組合と年金保険組合、事故保険組合、連邦の労働公社(Bundesagentur für Arbeit)では、複数の理事のいる場合には、女性最低1人が義務づけられる。この基準は、およそ155の社会保険団体に適用される。

(iii) 連邦の公職については、連邦は、2025年末までに、割合法の適用領域において、指導的地位の女性の参加を達成させる。また、連邦の関係する委員会における同率の拡大が行われ、2人のみの委員会にも適用させることとし、およそ107の連邦の委員に適用されるようになる。

(3) ドイツの近隣では、オーストリアの男女同率は、連邦の同率法(Bundes-Gleichbehandlung, GlBG)による。同等の規則の定立、労働生活における性中立の扱いの要請、不利益の禁止など、50%までの女性割合を達成することを目ざしている。スイスの男女の同権は、ようやく1981年に、スイスの憲法に明示された。実体法レベルではさらに遅れたが、スイスでは、政府が直接同率のための政策を主導するのではなく、ベルンに同率に関する統一部局がおかれ、また、17のカントンと5都市に部局がおかれた。これらの部局は、公的に財政援助をうけている。

さらに、ローマ・カトリック教会も、従来ほとんど無視されていた男女同権の拡充を求めている¹³⁾。2013年8月に、未成年者に対する性スキャンダルを契

13) Bock/ Lienemann(hrsg.), *Fraudenordination, Studien zu Kirchenrecht und Theologie*, Bd.3, 2000. 中世からの考察であり (S.13ff.)、カトリックだけではなく、ルター派やロシア正教、アングリカンをも対象としている (S.27ff., S.121ff., S.201ff.)。宗教における男女差別は歴史も古く、根深いものがある。仏教やイスラム教でも指摘されるところである。儒教道徳にも、封建制度を支えた歴史から、根深い女性差別がある。

ARD, Online-Meeting zum „Synodalen Weg“: Vorsitzender der Deutschen Bischofskonferenz kritisiert Umgang des Kölner Erzbistums mit Missbrauchsskandal, 2021.24. 今日なお、ケルン大司教区の性的スキャンダルへの対応が、指針との関係から問題となっている。2021年3月18日の報道では、ケルン大司教は、調査の結果から2人の高位聖職者を休職にした。ARD 2019.3.18. なお、Rixen,

機として、ドイツ司教区連盟 (VDD) により、司祭や信者などによる性的不法に対する調査が行われ、その結果、2018年に報告書が公表された (MHG-Studie)。その骨子は、宗教会議の指針 (Synodaler Weg) として、要約されている (2019年12月)。①教会における力の分配、②今日の司祭の意義、③教会における女性の役割、④性的な生活とモラルである。現代の教会法の下における女性の参加や役職が述べられている。同権の動きは、従来消極的であった分野にも影響を与えているのである。

第2章 ドイツの男女割合法

A 序

1 はじめに

割合法の沿革は、2015年3月、ドイツ連邦議会が、女性割当 (Frauenquote) 制を可決したことに始まる。本法は、2001年に発効した同率実現法 (Gleichstellungsdurchsetzungsgesetz, DGleiG, 2001.11.30) を引き継ぐものである。さらに、その前身として、1994年6月24日の女性促進法 (Frauenfördergesetz, 1994.6.24) がある。

男女同権は、基本法に規定されているが、形式的な平等にとどまり、実質的には、多くの企業では実現されていない。ドイツの会社では、しばしば監査役会が執行役員の決定権を握っているが、トップ160社では、女性の割合は18.9%にとどまり、役員全体では5.8%にとどまる。ドイツ・コーポレート・ガバナンス準則にも同権への努力義務が採用されたが、効果はわずかであった。

そこで、任意の制度では限界があるものとし、より効果的な制度として導入されたのである。公的部門のほか、上場され、かつ共同決定法 (Gesetz über die Mitbestimmung der Arbeitnehmer, MitbestG) 等の規定が適用される大企

Schüller, Wagner, Aufarbeitungsberichte über sexuelle Gewalt in der katholischen Kirche als äußerungsrechtliches Problem, NJW 2021, 1701.

業が対象とされる。こうした大企業において、監査役の 30 %の女性割合を義務づけるものである。

もっとも、単純に、女性割合だけを法定するものではない。技術的には、いずれの性であっても 30 %の最低割合が義務づけられる。数的には、公的部門のほか、108 の大企業が対象となる。性による差別の解消を目的とするものであるから、30%に達しさえすれば、その人員が労働側であろうと使用者側であっても支障はないとされる。合計で足り、全部門でそろえる必要はない。公的部門では、割合基準が強制されるが、民間部門では、直接の強制ができない代わりに、違反した場合の効果を厳しくしている。すなわち、民間企業の場合に、監査役の選任は無効 (nichtig) となり、下回った性についての執行役員席は空席となる。こうした監査役会でも、少なくとも半数が参加すれば決定はできる。しかし、こうして有効に選任されなかった者がいる決定は、決定の有効性に問題を生じ、決定の有効性に関する一般ルールに従うものとされる¹⁴⁾ (Deutscher Bundestag Drucksache 18/3784 18. Wahlperiode 20.01.2015 Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst)。無効となる人員が増大すれば、有効な決定に支障をきたすようになるのである¹⁵⁾。

14) BMJ, Rede des Bundesministers der Justiz und für Verbraucherschutz Heiko Maas zur 2./3. Lesung des Entwurfs eines Gesetzes für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst im Deutschen Bundestag (2015.3.)。かねてコーポレート・ガバナンス準則にも採用されていることにつき、拙稿「ドイツのコーポレート・ガバナンス報告書 (2010)」国際商事法務39巻6号851頁。

2015年法については、BMJ, Fragen und Antworten zu dem Gesetz für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst; BMJ, Erste Zwischenbilanz: Gesetz zur gleichberechtigten Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen, 2016.7.1. 後者は、2016年度における改善を述べている。

15) BMJ, Frauen in Führungspositionen: Freiwillig tut sich wenig - nur feste Vorgaben wirken, 2020.6.10. これを空席の制裁 (die Sanktion des leeren Stuhls) と

割合の最低限と目標値



男女 → 50% ← 男女

割合法は、おもに連邦の行政と連邦の企業と裁判所に適用され、私企業にはそのまま適用されるものではない。また、州・ラントは、自分の行政官庁と裁判所については、固有の割合法を制定するものとされる。

2 改正法の成果・公的部門

(1) 連邦行政と私企業、連邦の裁判所における男女の割合のための法律（男女割合法、Das Gesetz für die Gleichstellung von Frauen und Männern in der Bundesverwaltung und in den Unternehmen und Gerichten des Bundes (Bundesgleichstellungsgesetz, BGleIG) vom 24. April 2015, BGBl. I S. 642, 643) は、2015年4月24日に公布され、同年5月1日に発効した。その施行に伴い、同率化のための成果は、毎年、①Gleichstellungsindexによって公表されている（私的部門に関する②は後述）。2020年にも、種々のデータ・指標が公開された（全17頁、Gleichstellung von Frauen und Männern in den obersten Bundesbehörden, 以下、指標①という）。

この指標は、連邦の上級官庁に限定して、指導的地位の男女の割合を示している¹⁶⁾。報告書は、毎年、連邦の家族省の委託で、連邦統計局が各年の早い時期に公表している。1994年の女性促進法と2001年の同率法は、すでに20年以上も連邦行政における男女の同率作業について法的なルールとなってきたが、その成果は、依然として十分ではなく、とくに指導的地位の分野において十分ではないと評価されている。数あわせ的な女性の採用が多く、指導的地位の者は

いう。そして、上場しているか、共同決定をする企業は、執行機関、監査役会、ならびに執行機関の下での最高の指導的地位に関する目標値を設定しなければならず、目標値の達成についての期限も設定しなければならないのである。

16) わがくにでも、旧労働省などは、性質上男女同権に早くから積極的であった。省庁によって差があることは、容易に推察できよう。

必ずしも十分増加しなかったからである。そこで、継続的な注視が求められ、それはデータのとり方にも反映されている。

(2) 同率指標に必要なデータの拡大は、連邦統計局の同率統計法 (Gleichstellungsstatistikverordnung (GleiStatV) vom 17. Dezember 2015 (BGBl. I S. 2274).) にもよっている。毎年、6月30日を基準日として、連邦の上級官庁に勤務する男女を、以下の点に注目して、把握している。

[1] 上級職の経歴グループ、[2] 選抜された政治的な指導的職も含め、上位か指導的職の状況、[3] フルタイムとパートタイムの職、上位か指導的地位の被用者、[4] 家族か介護事務を理由とする休暇の請求である。

さらに、報告書の年度の7月1日から前年6月30日までの職業的な増加を図ることが目標とされる。

対象となる「連邦の上級官庁」(Oberste Bundesbehörden) には、14の連邦の省と連邦大統領府、連邦首相府 (BPrA Bundespräsidialamt, BK Amt Bundeskanzleramt)、連邦参議院の秘書部、連邦議会の行政部 (BR Sekretariat des Bundesrates, BT Bundestagsverwaltung)、連邦憲法裁判所 (BVerfG Bundesverfassungsgericht)、連邦会計検査院 (BRH Bundesrechnungshof)、データ保護・情報自由庁 (BfDI Der Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit)、報道・情報庁 (BPA Presse- und Informationsamt der Bundesregierung) が属している。外務省とその外国における代表 (大使館など) も考察される。同様に、ドイツ連邦銀行 (BBk Zentrale der Deutschen Bundesbank) も対象となる。連邦の省庁でも、実際には同率の達成にかなりの差があることが興味深い。連邦の裁判所では、統計上は憲法裁判所だけが対象となっているが、連邦裁判所 (BGH) や、連邦行政裁判所などでも、同率のための手続は等しく行われている。上記に、上級官庁の略語を付している (下線部)。

連邦の上級官庁とは、上記のほか、以下の省庁をいう。省庁の再編以来、名称が長くなっているため、以下の略語 (下線部) を用いる。とりわけ、本稿に関連する家族省は、正式な名称が長いからである。また、連邦官庁にいちいち「連邦」を冠することも省略する。州の官庁は例外的に言及するので、その旨

を明示する。

AA Auswärtiges Amt (外務省), BKM Der Beauftragte der Bundesregierung für Kultur und Medien (文化・メディア庁), BMAS Bundesministerium für Arbeit und Soziales (労働社会省), BMBF Bundesministerium für Bildung und Forschung (教育・研究省), BMEL Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft (食料・農業省), BMF Bundesministerium der Finanzen (財務省), BMFSFJ Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (家族・高齢者・女性・年少者省), BMG Bundesministerium für Gesundheit (保健省), BMI Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat (内務・建設省), BMJV Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (司法・消費者保護省), BMU Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und nukleare Sicherheit (環境・自然保護・原子力保安省), BMVI Bundesministerium für Verkehr und digitale Infrastruktur (交通・デジタルインフラ省), BMVg Bundesministerium der Verteidigung (国防省), BMWi Bundesministerium für Wirtschaft und Energie (経済・エネルギー省), BMZ Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung (経済協力・開発省),

(3) 指標の報告書は、2019年6月30日の基準日の連邦の上級官庁を対象とする。さらに、前年の報告との上昇結果の比較を含む。上級官庁の結果は、個別に、付録の1-4の表にある(詳細は省略)。2021年の報告書も予定されるが、これは2020年の新型コロナ(covid-19)感染流行の年の結果を反映しているから(また、急激な変化は少ない)、特記するべき場合のほかは、2020年版によっている(2020.2.25に2020年版、数字は2019年。Statistisches Bundesamt, Gleichstellungsindex 2019)。

- [1] 全職における女性割合
- [2] 指導的地位の女性割合
- [3] 種々の指導的機能の女性
- [4] パートタイムの職と指導的機能

以上の指標のほか、付録として、以下から成っている。[1] 指導的地位の女

性、基準日の上級官庁との比較、[2] 基準日のパートタイムの職、[3] 家族や介護を理由とする休暇、[4] 指導的地位の女性、2018年と2019年の比較

(4) 連邦の上級官庁の女性割合の比較をしたグラフがあり、平均は、36%である。割合法の監督庁としての家族省や連邦憲法裁判所の割合が高いことは当然として（なお、この場合に、裁判官数のみが対象ではなく、行政職の従事者も含まれる）、教育省、文化庁、司法省などが高い。低い方では、外務省が25%に達しない。会計検査院、財務省、データ保護庁でも低く、これらは30%に達しない。国防省がその次で32%となる¹⁷⁾。

3 私的部門

私的部門については、別の指標が公表されている（②Vierte Jährliche Information der Bundesregierung über die Entwicklung des Frauen- und Männeranteils an Führungsebenen und in Gremien der Privatwirtschaft und des öffentlichen Dienstes,以下指標②という）。こちらは、2020年のデータでは、115頁にもなる（以下、C参照）。

4 政治部門

政治部門では、ドイツの連邦大臣や議員のうち女性の比率は、日本ほど少ないというわけではないが、数値目標を提示する政党もある。連立与党のSPDは、ワイマール時代から女性議員を多数輩出してきている。もう1つの与党CDUは、2020年7月に、現在20%にすぎない女性比率について、2021年に、33%、2022年に、40%、2023年までに、50%とする数値目標を公表した¹⁸⁾。裁判官や

17) ①S.7. Abb.1 Frauenanteil an allen Leistungsfunktionen in den obersten Bundesbehörden, 2019, S.7.

18) ARD, CDU diskutiert Einführung einer Frauenquote innerhalb der Partei, 2020.7.7. 数値目標をかかげても、裁判官職のような専門職では、一定の経験が必要とする場合があるから、候補自体が少なく、実現が困難な場合もある。また、忖度や捏造、収賄とか接待癖がついているなど、不適切な人材もいることから（とくに政策遂行にかかわる行政官）、多数の候補者のリストを準備しておくことが必要であ

一般公務員のような資格と専門的な経験・キャリアを要する職域とは異なり、選挙のみの議員は、本来もっとも変更が容易な分野であるからである。

B 公共部門における指標

1 連邦の上級職の指導的地位の女性割合

(1) 23の連邦の上級官庁の就業者は、2019年6月30日に、総数3万0150人であった。公務員と裁判官、その他の被用者である。その中には、フルタイムとパートタイムの者、家族上の理由や介護で休暇中の者がいる。女性は、1万6188人で、54%である(2018年には53%)。数字的には、女性の方が多いことになる。家族省では、女性割合が72%になる。連邦憲法裁判所でも67%である。23の官庁のうち、女性の方が少ないのは3か所のみであった。すなわち、会計検査院で42%、データ保護庁と外務省で49%であった。官庁以外では、連邦銀行で44%である。2018年6月30日から2019年6月30日までに、女性割合は、54%で変わらなかった。前年でも、23か所のうち、女性割合が、50%以下なのは、4か所のみであった。

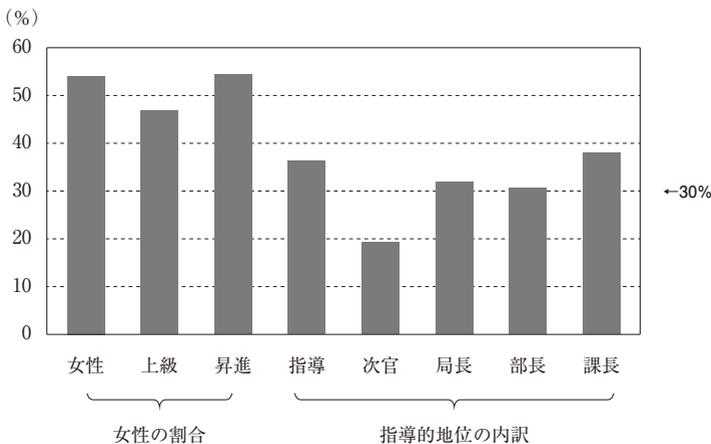
しかし、同率のかなめは、一般的な率だけではない。指導的地位の者がどれだけいるかである。連邦の上級官庁では、上位の地位の者に限定すると、これは、2019年6月30日には、1万0971人であり、その46%が女性であった。家族省と文化庁を例外として、他の上級官庁では、女性割合は、全被用者の女性割合よりも下であった。23か所のうち、14か所では、高位の女性は男性よりも少なかった。とくに、外務省では、高位の女性は36%にしかならない。逆に、家族省では、72%に達する。保健省で61%、文化庁で59%、経済協力省で55%である¹⁹⁾。この場合も、たんに上級職というだけではたりない。その中でも、指導的地位の者は、限定されるからである。

る(人材の絶対的不足は、上級の連邦裁判官の補充で戦後問題となったところである。第3章、第4章参照)。しかし、民意のみを基礎とする政治部門は、もっとも転換が容易な分野である。ARD, 2021.6.26は、CSUも2021年の選挙のために同率の候補者リストを作成したと報じた。

19) 指標① S.6.

(2) 政治的な職種での指導的地位は、大臣や次官などを除くと、数は限定される。2019年6月30日には、2994の職があり、36%のみが女性である。23か所のうち、6か所は、平均的な女性割合であるが、外務省で23%、会計検査院では27%にしかならない。平均より高いのは、家族省で59%である。23か所のうち、20か所では、女性は男性よりも少ない²⁰⁾。連邦の上級職の指導的地位の女性は、以下ようになる。

Tab. 1 連邦の上級職の指導的地位の女性



20) 指標① S.8. 指導的地位の女性割合は、課長級で38%、部長と局長で31%、次官では、19%にしかならない。家族省と連邦憲法裁判所では、課長級は、60%になる。連邦参議院で57%、経済協力省で51%である。外務省では、23%、会計検査院で27%、財務省で28%である。

なお、個別にみると、首相府、労働社会省、家族省では、部長級の女性割合は、50%に達しているが、交通省では11%、外務省では18%にしかならない。しかし、政治主導の次官クラスでは、家族省や連邦参議院で、女性割合は達成され、司法省と外務省でも50%を達成している。労働社会省、経済省では、3分の1にすぎない。指標① S.10.

(官職名は、Staatssekretären/-innen, Abteilungsleitungen, Unterabteilungsleitungen, Referatsleitungen を便宜的に、次官、局長、部長、課長と対応させた)

2 パートタイムの選択と介護を理由とする割合

(1) パートタイムの選択と指導的地位は、両立しがたい面をもっている。

連邦は、被用者に家族や介護などに携わる時間を与える義務を負担している。そこで、家族や介護のためのパートタイム（短期労働の選択）の雇用の選択や休暇の取得が可能である。日本でも、2019年ごろから、男女の育児休暇の取得率の差が問題となっているが、家事負担を夫婦や家族の誰がおっているかは、重要な問題となる。

割合法では、パートタイム選択の内容の検証を行っている。2019年6月30日に、連邦の上級官庁で5419人がパートタイムで働いており、これは、雇用者の18%となる。そのうちの女性割合は、81%となる。また、793人は、家族や介護のために休暇をえている（雇用者の3%）。休暇者の98%は、家族上の課題のためであり、介護は2%である。

パートタイムや長期の休暇取得者に女性の割合が高いことは、指導的地位の女性割合が低いことにつながる。2019年6月30日に、上位の被用者では、1997人がパートタイムである。ここでも、80%が女性である。上位の女性は31%がパートタイムであるが、男性は、7%にすぎない。上位の女性の5%が家族上、介護上の課題のために休暇をとるが、男性では、2%にすぎない²¹⁾。

指導的地位の者では、305人がパートタイムである（10%）。そのうち75%は女性であり、その結果、指導的地位の女性では、21%が、パートタイムになっているが、これに対し男性は、4%にすぎない。

課長級では、25%（男性5%）、部長では、7%（男性3%）がパートタイムである。局長では、2%である（男性は0）。次官級では、男女ともゼロである。省庁別では、パートタイムの選択は、連邦憲法裁判所で27%と高く、農

21) 指標① S.10.

業省で21%である。低い方では、外務省で1%、国防省で3%、交通省で5%である。休暇は、課長級で1%で、家族や介護上の理由による。男性では、1%以下となる。

パートタイムの職は、およそ前年よりも18%増加した。しかし、女性割合は、前年よりも、わずかに減少し、81%となった。上級職の女性割合は、31%、男性では、7%であった。指導的地位の女性は、前年よりも13%増の229人、男性は10%増の76人となった。しかし、割合では前年なみで、女性では21%、男性では4%の水準となった²²⁾。

(2) 家族や介護を理由とする休暇をとる割合は、圧倒的に女性に多い。全体では、8割を超えている。ただし、上級職や指導的地位にある場合には、この比率は下がる。指導的地位の女性は、こうした理由では休暇をとる必要がないか(被用者がいるか、未婚である。日本のように親によるサポートはあまりないようである)、とれないかである。あるいは、こうした負担を有する場合には、指導的地位そのものを断念している場合も考えられる。家族と介護が休暇の理由のほとんどを占め、おおむね女性の負担となっていることがわかる(Tab.3)²³⁾。

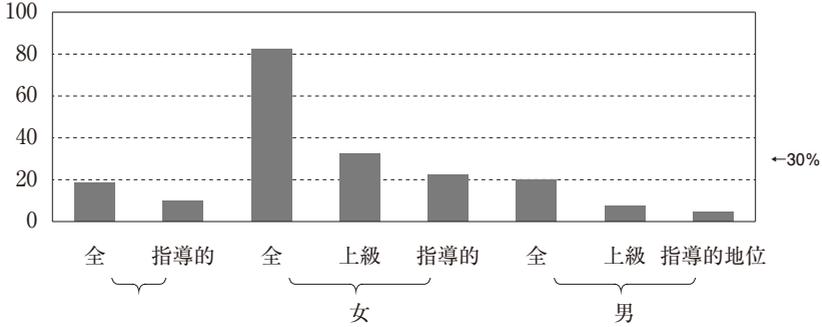
以下は、パートタイムを選択する男女の割合と、家族や介護を理由とする休暇についての男女の割合である。

22) 指標① S.13.

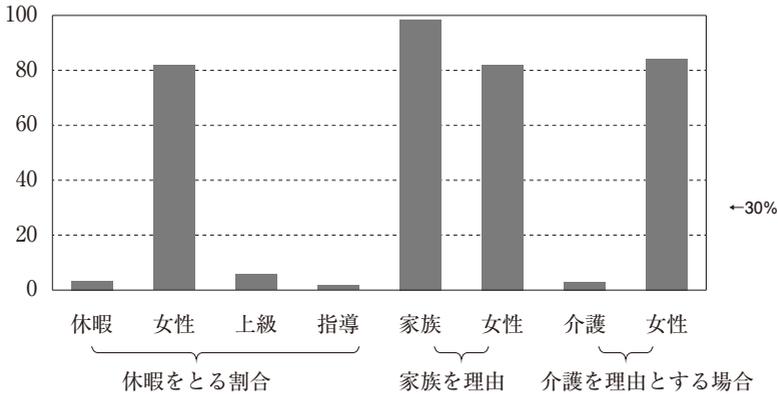
23) Ib. 日本でも、総務省が公表した「平成28年社会基本生活調査」によると、日本の夫婦の家事や育児に関連する時間は、男性が1日約44分、女性は3時間28分であり、3時間近くの差がある。共働き世帯でもあまり変わらず、男性の46分、女性は4時間54分と4時間の差がある。6歳未満の子供がいる世帯ではさらに差が顕著で、男性が1時間23分、女性が7時間34分となっており、7時間差となる。

欧米でも、女性のほうが家事や育児に関連する時間は長いですが、日本の差は、それが極端なことに特徴がある。アメリカの夫婦の家事や育児に関連する時間は、男性が2時間21分、女性が3時間49分であり、その差は1時間強である。

Tab. 2 パートタイムに関する男女の割合



Tab. 3 家族や介護を理由とする休暇をとる割合



3 前年と比較した2019年の結果

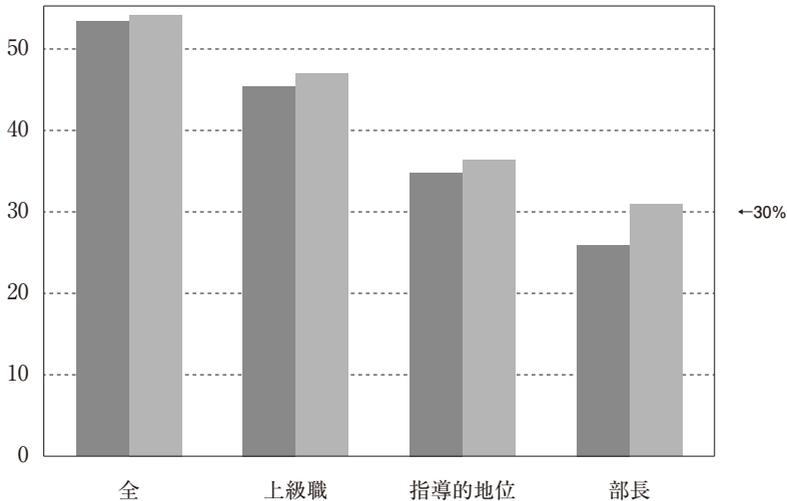
2019年6月30日に、23の連邦の上級官庁で、3万0150人が働いていた。前年よりも1157人（4%）多い。女性の被用者は、54%となった。上級職の女性割合は46%となった。323か所のうち、16か所で、女性割合は増加した。個別にみると、データ保護庁では、6%増加の44%となっているが、16か所では変化がない。

2019年6月30日に、指導的地位の女性の割合は、前年より2%増加の36%となった。23か所のうち、18の連邦の上級官庁で、女性割合が増加した。連邦参議院の秘書局で53%、連邦首相府で38%などである。50%となるのは、ほかに連邦憲法裁判所と家族省である。

課長級の女性割合は、38%となり、部長級では5%増の31%となった。局長では、2%増で、ほぼ3分の1となった。次官では、3%増の19%である²⁴⁾。

以下のグラフは、2018年と2019年の比較である。

Tab. 4 連邦の上級官庁における指導的地位の女性 (2018年と2019年)



C 私的部門における指標、低迷

私的部門を含めた指標は、②Vierte Jährliche Information der Bundesregierung über die Entwicklung des Frauen- und Männeranteils an Führungsebenen und in Gremien der Privatwirtschaft und des öffentlichen Dienstes (以下、指標②とする)であり、毎年公表される。ただし、この指標

24) 指標① S.12.

は、私企業だけではなく、公的部門や連邦の関係する委員会における男女の割合をも対象としている。

この報告書の概略は、以下のようになっている。

Einleitung 11 序

Zusammenfassung 15 総括

I . Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft 15 私企業の指導的地位の男女の割合

II . Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen im öffentlichen Dienst - oberste Bundesbehörden 17 公職の指導的地位の男女の割合

III . Teilhabe von Frauen und Männern an Gremien im Einflussbereich des Bundes - Bundesgremienbesetzungsgesetz 18 連邦の影響しうる委員会の男女の割合

1 私企業と、同率の目標

(1)(a) ここでも、前述の2015年5月1日の、指導的地位の男女割合法 Gesetz für die gleichberechtigte Teilhabe von Frauen und Männern an Führungspositionen in der Privatwirtschaft und im öffentlichen Dienst (FüPoG) が出発点である。

法の目的は、私企業と公部門での指導的地位の女性比率を高めることであり、それによって、基本法3条2項2文の推進を実現することである。「国は、男女の同率を事実的に貫徹するように推進し、現存する不利益を取り除くよう努力する」ものとされている。その目的からわかるように、同法は、3領域を設定している。同率の目標は、公的部門に限定されるものではない。

私企業については、規模による区分が特徴である。2016年1月1日から、上場して共同決定の手続を入れている会社の監査役会に関し、割合の低い性別の最低率を30%としている（強い割合 feste Quote）。

上場しているか、共同決定の手続を入れている企業で、強い割合に当たらないものは、業務遂行機関、監査役会、執行機関の女性割合の目標値 (Zielgrößen)

を置かなければならない。同時に、目標値を達成するための期間を設定する義務を負担する。この期間は、第1次的には、2015年9月30日までに決定し、2017年6月30日より遅くはないことが必要である。その後の期間は、5年を超えることができない(最長で2022年6月30日)²⁵⁾。取締役ではなく、監査役に着目したのは、ドイツ企業の多くに取り入れられている共同決定方式や監査役会の高い地位によるものであったが、そのことが取締役や役員の女性比率の増加を遅滞させることとなった。2021年からの改定については、前述した(第1章4)。割当がなければ、進展もない証左である。



この期間は、年次報告書(Lageberichten)に記載するか、年次報告書の公開義務のない場合には、企業の業務遂行時に公に通知しなければならない。

(b) また、連邦の行政、企業、裁判所における男女割合法 Gesetz für die Gleichstellung von Frauen und Männern in der Bundesverwaltung und in den Unternehmen und Gerichten des Bundes (BGleiG) が改正された。とりわけ、同率化のための手続が具体化され、私企業の目標値が設定された。さらに、大規模な雇用場所において、3人までの女性の代表が定められた。不足する場合には、女性の雇用のみが選択可能とされた。連邦の上級官庁が、同率の指標のモデルとされた。

連邦政府は、改正された Gesetz über die Mitwirkung des Bundes an der Besetzung von Gremien (Bundesgremienbesetzungsgesetz - BGremBG) によって、連邦が3つ以上の席を有する監査役会のメンバーの決定にさいし、2016年から2017年まで、順次、30%の性別の最低率を達成しなければならない。

25) 指標② S.9.

2018年から、この率は、50%に引き上げられた²⁶⁾。

(c) 指導的地位の男女比率の公開のために、法は、報告義務を予定している。連邦政府は、Artikel 23 Absatz 1 FüPoG により、毎年、指導的分野と委員会の男女比率を報告している。2015年の最初の情報は、2017年 3月 8日に連邦閣議で決定され、連邦議会の官報で公開された²⁷⁾。

総じてみると、委員会と私企業、公職の指導的地位の女性割合は、FüPoGの発効後、わずかに上昇したにとどまり、明確に上昇したのは、監査役会のみである。とくに、2016年以来、30%の確実な性別割合を履行する必要がある、上場と共同決定をする企業がモデルとなった。私企業の取締役の女性割合は、わずかに上昇したのみで、低いままである。連邦の上級官庁でも、なお改善の余地がある。しかし、BGremBG のいう委員会では、連邦によって最低3人のメンバーを決定されることから、同率化が推進されている²⁸⁾。

(2) 私企業における指導的地位の男女の割合には、差が大きい。

割当が効果を示しているのは、強い割当のある企業の監査役会である。その女性比率は、2015年から2017年に、25%から32.5%に増加した。それにより、法の施行後の2年半の間に、女性比率のいちじるしい増加がみられた。しかし、強い割当のない企業では、監査役会の女性比率について、2015年の17.9%に比して、2017年でも19.9%にしかならなかった。また、強い割当では、91.3%の企業は、2017年に目標値を定めたが、その他の企業では、67%にとどまった。強い割当のある企業では、他の企業に比して、明らかに野心的な目標値を定めている。

これに対し、取締役に関しては、女性比率は、なお低い。2015年の6.3%は、2017年に7.7%となっただけである。調査された企業(2101のうち1695)の80.7%には、女性の取締役はいなかった。女性を取締役にしようとする目標もない企業も多かった。取締役の目標値を定めている企業の70%は、目標値を0%とし、企業の78.2%では、目標値0も、目標値そのものも公表しなかった。こ

26) 指標② S.12.

27) Ib.

28) 指標② S.15.

うした結果が取締役についての改善の機縁となった(前述第1章4)。

監査役会の強い割当がある会社の取締役については、若干の改善がある。女性比率は、2017年に、3%増の8.5%に増加した。多くの企業は、目標値を定めていない。およそ32%の企業は、2017年でも、目標値を公表していない。2101社の72%のみが、取締役の目標値を公表したにすぎない。強い割当のある企業では、取締役についても88%が目標値を公表している²⁹⁾。

2 公職、連邦の上級官庁の指導的地位の男女割合

公的部門については、繰り返しになるので、大局的見地のみを概観するにとどめる。連邦の上級官庁では、上級の、指導的地位の者の34%が、2018年に、女性であった。最初、指導的地位の女性比率は減少し、その後、毎年1%ずつ増加した(2015年に33%、2016年に34%、2017年に35%)。そして、ヒエラルキーの上に行くほど、指導的地位の女性比率は、減少した。明らかな減少は、次官であり、女性比率は、16%であり、前年に比して、5%減少した。人数が限定されることから、年度ごとの変動が反映されやすいのである。

連邦の上級官庁でも、指導的地位の女性比率の減少がみられた。それは、2015年以降、毎年1%増加していた(2015年に、44%、2016年に、45%、2017年に46%)。しかし、上級職の指導的地位の女性比率は、これらよりも低かった。

全般的な職業上の女性比率は、53%であった。これは、前年よりも減少した(2015年に53%、2016年に54%、2017年に、58%)。

パートタイムの労働者の女性比率は、前年なみの82%となった。ここでは、毎年1%ずつ減少している(2015年に84%、2016年に83%、2017年に82%)³⁰⁾。

3 連邦の関係する委員会の男女比率

委員会における性別の関係は、いちじるしく改善した。一般的な職よりは、改善が容易なのである。連邦の組織には、2018年12月31日に、540の委員会(前年は525)と連邦が決定するメンバーがあった。連邦は、総計2535人のメンバー

29) 指標② S.16.

30) 指標② S.17.

を決定することができ、女性は、1130人で44.6%であった。男性は、1405人で、55.4%であった。前年に比して、女性比率は、2.4 %増加した。連邦が少なくとも3人を決定するメンバーは、2132人で、女性は、968人で45.4%、男性は、1164人で54.6%であった。ここでは、女性比率は、3.0 %増加した³¹⁾。

(1) 連邦が少なくとも3人のメンバーを決定する重要な委員会(wesentliche Gremien)としては、202委員会がある。その1695人のメンバーは、連邦が決定する(37.4%)。202のうち135(67%)の委員会では、連邦は、少なくとも3人を決定できる。1695人のうち女性は、787人で、46.4%、男性は、908人で、53.6%であった。

前年は、1608人のメンバーのうち、女性は、750人で46.6%であった。男性は、858人で53.4%であった(前々年の男女比は、44.4%と55.6%)。この135のうち112(83%)の委員会では、最低割合の30%は、確保され、前年には、委員会割合は、74.6%であった。そして、65委員会では、女性比率は、50%に達した³²⁾。

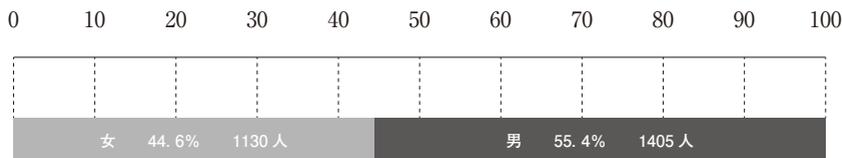
31) 指標② S.18

32) Ib. この改善をうけて、BMJ, aa.O., 2020.6.11によれば、2018年1月からは、女性比率を30%から50%に増加させることになったのである。一例では、ドイツ・コーポレート・ガバナンス委員会では、委員長の Rolf Nonnenmacherを除く12人中6人を占めている。<https://www.dcgk.de/en/kommission-33/members.html>

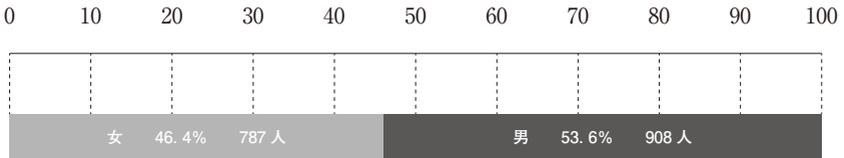
さらに、連邦政府は、2535の委員会において、2535人のメンバーを決定することができる。1130人が女性であり(44.6%)、男性は、1405人である(55.4%)。連邦が少なくとも3人を決定できる委員会では、2132人がおり、968人が女性で(45.4%)、1164人が男性である(54.6%)。重要な委員会よりも女性比率は少ないが、これは、重要な委員会への充足を先行しているからである。

連邦のすべての組織では、2018年に、女性のメンバーは、135人が増加し、男性では、43人であった。指標② S.81 (VI. Alle Gremien zusammen)。

その他の委員会の男女比 (Tab.5)



重要な委員会(指標② S.80)



(2) 割合法の結果、監査役会(Aufsichtsgremien)の女性比率は、40%となった。私企業の監査組織でも、連邦が関与し、少なくとも3人を決定できるものがある。540委員会のうち338(63.0%)は、監査役会であり、840人が、連邦により決定される。338のうち104(30.8%)の監査役会では、連邦は少なくとも3人を決定でき、この範囲だけで、総計524人が対象となる(その他では1、2人のみ)。524人のうち218人(41.6%)は女性であり、306人(58.4%)が男性である。前年よりも、5.1%女性比率が増加した。

すべての監査役会の女性比率は、40.8%であり(343人)、男性比率は、59.2%である(497人)。女性比率は、2%増加した³³⁾ 34)。

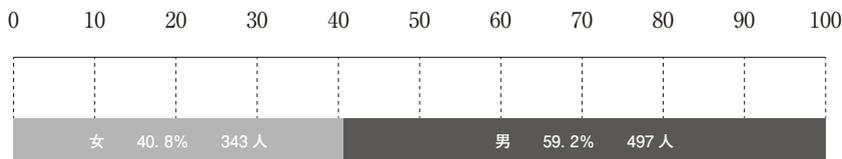
重要な委員会に比して、女性比率が若干低いのは、重要な委員会に優先的に充当しているからである。差はわずかであり、数年で同率に達するものと予想される。

33) 指標② S.19.私企業のうち、具体的にどの企業に割合法(FüPoG)が適用されるかの詳細については、省略。人的・組織的に適用される場合と、業種形態によるものと、経済的規模によるものがある。たとえば、形態によるものでは、以下の区別がある。指標② S.20.

die Aktiengesellschaft (AG),	株式会社
die Kommanditgesellschaft auf Aktien (KGaA),	合資会社
die Gesellschaft mit beschränkter Haftung (GmbH),	有限組合
die eingetragene Genossenschaft (eG),	登記共同組合
den Versicherungsverein auf Gegenseitigkeit (VVaG),	相互保険社団
die Europäische Gesellschaft (SE) mit Sitz im Inland,	ヨーロッパ法による組合
die Europäische Genossenschaft (SCE) mit Sitz im Inland	ヨーロッパ法による共同組合

また、業種については、指標② S.21.さらに、規模については、従業員数と売上高

監査役会の男女比率（指標② S.75）



第3章 連邦の女性裁判官

1 連邦裁判官の女性比率

(1) ドイツは連邦国家であることから、裁判所のヒエラルキーにおいても、必ずしも連邦の上告裁判所や連邦憲法裁判所だけがトップというわけではない。しかも、上告裁判所は複数ある。連邦裁判所（BGH）も、大陸型の裁判所であることから、アメリカ型の最高裁とは異なり、裁判官数はきわめて多い（日本の旧大審院と同様である）。各ラント・州にも、憲法裁判所や国家裁判所があり、州内の高裁（OLG）は、各州の司法省と並んで広範な司法行政権を有している。多くの高裁は、統一前には、ラントの最高裁判所（上級裁判所）であったことから、高い地位を占めている。さらに、ヨーロッパには、国連やEUの裁判所もあり、裁判官のプロモーションは一律ではない。しかし、連邦

による企業規模がある。指標② S.22.

ほかに、連邦の省庁ごとの男女の数字があるが、これは、省庁による規模の差があるので、省略する。また、関係する委員会の多い方では、教育省 118、文化庁 121、少ない方は、首相府 4、経済協力省 4などである。指標② S.83. Tabelle 6と7などである。

34) ほかに、以下の補遺がある。指標② S.85.

Anhang: Anzahl der Gremien und Zahl der Bundesmitglieder

Anhang: Gleichstellungsindex 2018

裁判官となるには、連邦あるいは州における相当長いキャリアが必要である。キャリア・システムの下での男女同率の課題が大きいことを検証するには、格好な対象となる。

(2) ドイツの連邦裁判所の中でも、男女同率に対する姿勢は、必ずしも同一ではない。連邦憲法裁判所と他の連邦の上告裁判所をみても、連邦憲法裁判所がもっとも積極的であり、女性裁判官の比率も高い。ついで、おおむね連邦裁判所(BGH)、連邦社会裁判所、あとは、連邦行政裁判所、連邦財務裁判所の順である。連邦裁判所(BGH)は大所帯であることから、女性裁判官の誕生数は多かったが、比率からすれば、他の裁判所と大差はない。戦前に進歩的であった連邦(戦前はライヒ)労働裁判所は、2000年代までもっとも低率であった。

連邦の上級裁判所で、女性裁判官が出たのは、連邦裁判所(BGH)のクルメが最初で、1950年11月である。Gerda Krüger-Nielandが、1951年5月、連邦憲法裁判所のErna Schefflerが、1951年9月であった。さらに、1952年のElse Koffkaがいる(BGH)。連邦行政裁判所では、1953年のCharlotte Schmitt、連邦労働裁判所では、1955年のAnne-Gudrun Meier-Scherling、連邦社会裁判所では、1957年のMaria Schwarzである。連邦財務裁判所では、1972年のGiesela Niemeyerまで遅れた。

(3) 下級裁判所において、初めて女性裁判官が登場したのは、ワイマール共和国時代の末である³⁵⁾。ようやく区裁判所やラント裁判所に女性裁判官が任命され始めた。上級裁判所にはいない。そして、この第1期の女性裁判官の後は、女性裁判官の出現は遅れた。じきにナチスの時代となり、ナチスの時代に女性裁判官が任命されることはなく、女性裁判官がキャリアを積む機会も失われた

35) 初期の女性裁判官については、独法113号71頁、108頁以下を参照。ワイマール期が最初で、ほぼ初審の裁判官のみであった。

連邦裁判所(BGH)の前身は、ライヒ大審院であるが、連邦労働裁判所の前身は、ライヒ労働裁判所、連邦憲法裁判所の前身は、ライヒ国家裁判所、連邦行政裁判所の前身は、ライヒ行政裁判所である。それぞれについて、【歴史】下661頁、662頁、664頁。ライヒ財務裁判所については、後述(注75)。ライヒ社会裁判所についても、後述(注66)。

からである³⁶⁾。

こうした任命機会の喪失は、当時だけではなく、将来にも影響を与えた。専門職である裁判官では、男女を問わずに、下級裁判所を経験して昇進するには時間がかかるのが常である。そこで、戦後の裁判官でも、下級審の裁判官は比較的早くに登場したが、連邦の上級裁判所には人材が乏しく、第1期の女性裁判官しかいなかったのである。キャリアを積むには時間がかかり、おおむね1960年代まで、続く者はいなかった。連邦労働裁判所の Marie-Luise Hilger (1959年)が例外であるが、むしろ彼女も第1期の者とみるべきであろう³⁷⁾。

(4) 専門職における人材の供給には、高度な専門職であるほど養成に時間がかかることから、差別のような障害があれば、その影響は長く残るのである。場合によっては、意図的なアンバランスの是正措置も必要となる。さもなければ、一度歪んだ構造は、放置するだけでは回復されないからである。割合法による強制が必要となるゆえんである。もっとも、連邦の上告裁判所において、女性比率が高まったのは、2013年ごろからであり、必ずしも割合法の制定だけが理由ではない(後述第4章参照)。連邦裁判官の女性比率は、現代社会における格差是正の課題を示すものである。

女性で憲法裁判所長官となったのは、第7代の Jutta Limbach (1934-2016)が最初である。副長官は、同じく第7代の Jutta Limbach (1994.9.14-2002.4.1)が最初であり、次の長官は、第15代の Doris König (1957-)である(2020.6.22

36) ナチスの時代に、女性裁判官や女性弁護士が政権に忌避されたことについては、独法113号124頁。その影響は大きく、キャリアを積む経験を奪われたことから、後代になっても、女性の連邦裁判官が登場する妨げとなったのである。

こうした場合に、緊急避難的に可能な方法は、職業裁判官のほかに、名誉職の裁判官を用いる方法であり、ワイマール期のライヒ労働裁判所の Katharina Müller がいる。ライヒ大審院には、帝政期の保守的な裁判官が多かったことから、労使の平等という意味でも画期的な方法であった。【歴史】662頁。ただし、ナチス期には悪用され、ナチスの人民裁判所は、職業裁判官以外に、ナチスに都合のよい裁判官を多数任用したのである。

37) 後述4(2)参照。

から)³⁸⁾。

2 連邦憲法裁判所と女性比率

(1) 連邦憲法裁判所の裁判官は、1951年に発足してから、合計106人(2019年まで)、男女の内訳は、男88人と女18人である。同裁判所には、2つの部があり、第1部と第2部の所属は、55人と53人である(2人が部を移動したことから、数が異なる)。推薦した政党別では、CDU/CSUが54人、SPDが47人、FDPが5人である。すでに、9人の長官を経ている。在任期間の長さでは、Willi Geigerは、26年にもなった。他方、短い方では、Claus Leusserは、早世したので、4カ月にすぎない。就任年齢は、40歳を超えたばかりの者から(Julius Federer)、68歳(長官のHermann Höpker-Aschoff)の者もいた。Friedrich Wilhelm Wagneは、73歳まで在任した。他の上告審の連邦裁判所と異なり、連邦憲法裁判所には、あらかじめ任期の定めがあるのが特徴である(1期では12年)。アメリカの連邦最高裁の裁判官には、任期がないことから、長期の在任期間を狙って過度に政治的な任命が行われるが、その防止に役立っている。逆に、日本の最高裁の裁判官のように、過度に短期であると、行政への依存度が高まり、三権分立の実をあげることがむずかしくなる。

男女の比率では、連邦憲法裁判所の女性比率は、2011年に、1部が25%で(Susanne Baer, Gabriele Britz)、2部が37%である(Doris König, Monika Hermanns, Sibylle Kessal-Wulf)。他の連邦裁判所では、社会裁判所の47%が最高で、通常裁判所(BGH)で44%。労働裁判所は39%である。行政裁判所と財務裁判所は、37%と31%でやや低い。ちなみに、検察官も女性比率が高く、44%にもなる(おおむね2014年)。弁護士では、33%である(2010年)。

2019年では、第1部が37.5%で、Susanne Baer, Gabriele Britz, Yvonne Ott、第2部は、50%で、Doris König, Monika Hermanns, Sibylle Kessal-Wulf, Christine Langenfeldである。2018年までに、裁判官全体の女性比率は、46%にまであがっている。もっとも、その内訳には差があり、社会裁判所では49%

38) 後述3参照。

であるが、財務裁判所では、36%である³⁹⁾。

2020年には、1人ずつ追加された結果、第1部は、女性比率が50%となった(Susanne Baer, Gabriele Britz, Ines Härtel, Yvonne Ott)。第2部は、62.5%と逆転した(Monika Hermanns, Sibylle Kessal-Wulf, Doris König, Christine Langenfeld, Astrid Wallrabenstein)。全体で、50%を超えたのは、初めてであった。

他国の例では、オーストリアでは女性の比率はもともと高く、2010年でも、最高裁(OGH)で、21%、高裁の平均で49%である。その他の裁判所で、22%、検察官で16%であった。アメリカの最高裁は、33%(2011年、2020年も同じ)。州の裁判所で、26%である(2010年)⁴⁰⁾。

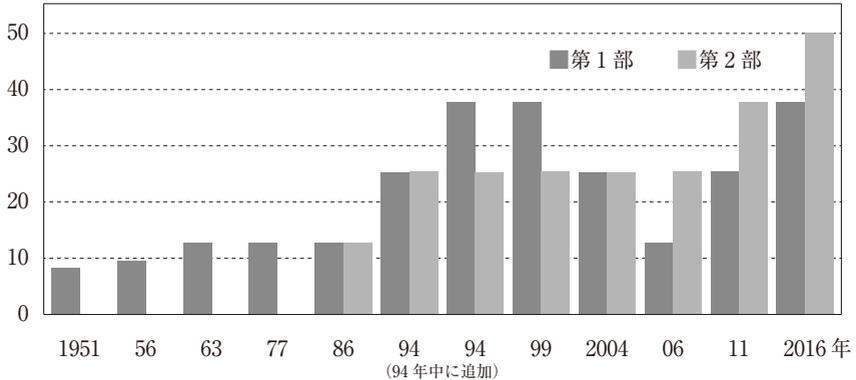
(2) 連邦憲法裁判所の女性裁判官の比率は、以下のように推移している。つねに女性裁判官がいた第1部に対し、第2部の女性裁判官が出たのは、1986年である。ただし、減少したことはない。

39) 労働力比率(Arbeitskraftanteilen)、パートタイムの者がいるので、頭数(Kopfzahlen)だと、女性比率はもっと上がる。

40) アメリカの連邦最高裁では、近時では、おむね30%の女性比率となっている。黒人の裁判官では、1967年の、サーグット・マーシャル(Thurgood Marshall, 1908.7.2 - 1993.1.24)が最初で、女性の裁判官では、1981年の、サンドラ・デイ・オコナー(Sandra Day O'Connor, 1930.3.26 -)が最初であり、1993年のルース・ギンズバーグ(Ruth Bader Ginsburg, 1933.3.15 - 2020.9.18)、2010年、エレナ・ケイガン(Elena Kagan, 1960.4.28 -)が続いた。ヒスパニックで最初は、ソトマイヨール(Sonia Maria Sotomayor, 1954.6.25 -)、1954年生まれで、2009年に最高裁裁判官となった。両親は、プエルトリコから移住した。9歳の時に、父はアル中で亡くなった。プリンストン大学から、イェール・ロースクールに進学した(回想録「私が愛する世界」長井篤司訳、2018年)。

2018年には、女性が3人(ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケイガン)、ユダヤ系が3人(ギンズバーグ、ブライヤー、ケイガン)であったが、2020年9月18日に、ギンズバーグが亡くなり、エイミー・バレットが後任となり、女性比率に変更はない。もっとも、落選したトランプが任期末期に任命権を行使したことは疑問とされている。

連邦憲法裁判所の女性比率



憲法裁判所においても、女性比率の少ない期間が続いた。比較的变化のみられたのは、ようやく1990年代に入ってからである。それでも、2000年代に入るまでは低迷している。増加がみられるのは、意図的に増員を図るようになってからである。2010年代にようやく恒常的に3割を上回るようになってきている。1人しかいないとか、2割程度では、影響力は、小さい。30%が基準たるゆえんである。このことは、団体やグループの多様性と適正を測るには別の意味をもっている。逆に、特定の学閥や閥閥といったグループが30%を大きく超えることも望ましくなく、意識的と否とにかかわらず、身びいきを生じる原因となる。30%を超える場合には、別の派閥の考慮が働くからである。

近時の2020年には、第1部の女性裁判官は、Susanne Baer, Gabriele Britz, Ines Härtel, Yvonne Ottの4人であり、第2部は、Monika Hermanns, Sibylle Kessal-Wulf, Doris König, Christine Langenfeld, Astrid Wallrabensteinの5人である。総数16人のうち、56%となり、女性比率が初めて半分を超えた。1951年に裁判所が創設されてから、女性裁判官は、累計で20人となった。

連邦憲法裁判所の裁判官の半分を選出する連邦議会の女性比率も、沿革的に、連邦憲法裁判所と大差なかった。1980年の半ばまで、10%に満たなかったが(連邦憲法裁判所において、1951年と1956年で女性比率が変わったのは、定員の変更によるものである)、1990年代までに、ようやく3分の1となった。約600

人の連邦議会議員のうち、女性比率は、現在でもこの水準であるが、連邦憲法裁判所では、2006年以降、女性の比率が一時的に20%台に減少した⁴¹⁾。

連邦憲法裁判所の第1部と第2部の構成もかなり異なる。第1部では、設立時から女性裁判官を擁したが、第2部では、1986年に、Karin Graßhof が任命されるまで、女性裁判官はいなかった。設立から30年以上も、いなかったことになる。1994年に、Jutta Limbach が任命され、彼女は連邦議会によってじきに長官とされた。2011年に、第2部には、さらに2人の女性裁判官が任命された。第2部の改善がいちじるしい。

1994年に、連邦議会は、基本法の追加により、男女平等の実現を国家目標とした。第1部は、2人の女性裁判官を任命することによって、女性比率を3倍にしたのである。3人の女性裁判官(37.5%)によって、第1部は、1994年から2004年まで、男女平等の数から1人足りないだけであった。しかし、2006年に、1951年から1994年までと同様に、1人となった。7人の男性裁判官に対し、1人の女性裁判官となり、「白雪姫」という批判を浴びた。2011年に、Susanne Baerと Gabriele Britz が任命され、2016年に、Yvonne Ottが任命され、女性比率は、ようやく1999年の水準(37.5%)に戻ったのである。

第2部では、2011年に、Sibylle Kessal-Wulf が任命され、初めて女性裁判官が3人となった(37.5%)。2016年に、Christine Langenfeldが任命され、歴史上初めて女性が半数となった。そして、2020年に、Astrid Wallrabenstein が任命されることによって、5人の女性裁判官となり、3人の男性裁判官を上回ることとなったのである。

3 連邦憲法裁判所の女性裁判官・各論

(1) 連邦憲法裁判所の最初の女性裁判官は、シェッフラー (Erna Scheffler, geb.Friedenthal, 1893.9.21- 1983.5.22, 在任期間は 1951.9.7- 1963.8.31、第1部、連邦参議院から SPDの推薦)であった⁴²⁾。2人目は、ルップ・フォン・ブリュネック (Emmi Agathe Karola Margarete Wiltraut Rupp-von Brünneck, 1912.8.7-

41) 連邦議会や連邦参議院の議員数については、それぞれの HP に記載がある。

42) 独法113号122頁。

1977.8.18,在任期間は1963.9.1-1977.8.18、第1部、連邦参議院からSPDの推薦)である⁴³⁾。3人目は、ニーマイヤー(Gisela Niemeyer, 1923.9.25-2012.2.7,在任期間は1977.11.2-1989.11.28、第1部、連邦参議院からSPD推薦)である⁴⁴⁾。

4人目は、グラスホーフであった(後述(b))。そして、ザイベルト(Helga Seibert, 1939.1.7-1999.4.12,在任期間は1989.11.28-1998.9.28、第1部、連邦参議院からSPDの推薦)は、1989年に、連邦憲法裁判所の裁判官となった。5人目の憲法裁判所の女性裁判官であった⁴⁵⁾。

イエーガーとリムバッハは、同時に憲法裁判所の裁判官となった。そして、リムバッハ(Jutta Limbach, geb.Ryneck, 1934.3.27-2016.9.10, 在任期間は1994.3.24-2002.4.10 第2部、連邦議会からSPDの推薦。1994.3.24に副長官、1994.9.14に長官)は、1994年に、連邦憲法裁判所の副長官、第2部の部長裁判官となった。同年、Roman Herzogの後任として(Herzogは連邦大統領となった)、長官となった⁴⁶⁾。

ニーマイヤーについて若干補足すると、彼女は、1923年に、ダンチヒで生まれた。1942年に、アビトゥーアを取得、最初医学を学んだことから、第二次世界大戦に駆りだされた。1948年に、キール大学で法律学を学んだ。第一次国家試験に合格後、ボンに移り、研修、第二次国家試験に合格、学位もえた。ノルトライン・ヴェストファーレン州の財務行政に携わり、ついでボン市の財務部、ラントの財務学校でも教えた。1966年に、デュッセルドルフの財務裁判所の裁判官、1971年に裁判長、所長。1972年に、連邦財務裁判所の裁判官。1977年、連邦参議院からSPDの推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった(第1部、在任期間は1977.11.2-1989.11.28)。家族事件でイニシアティブを発揮した。SPDの選出であったが、比較的保守的な立場をとった⁴⁷⁾。2012年ボンで亡くなった。

43) 同160頁。

44) 同163頁。詳細は、本稿で補充する。

45) 同166頁。

46) 同164頁。

47) BVerfG, Ehemalige Bundesverfassungsrichterin Dr.Gisela Niemeyer verstorben, Pressemitteilung Nr. 9/2012 vom 15. Februar 2012; Juristinnen in Deutschland, S.36.

1994年のHaas (CDU/CSU 推薦) まで、女性裁判官は、すべてSPD の推薦であった。政党における男女観の相違がみられる。

(2) (a) 以下は、連邦憲法裁判所の女性裁判官の経歴である。それ以前の者については、すでに検討したことがあるので、省略する ((1) 参照)。

(b) グラスホーフ (Karin Graßhof, 1937.6.25-) は、1937年にキールで生まれた。キール大学とローザンヌ大学で法律学を学び、キールのラント裁判所の裁判官となった。連邦司法省に出向、ボンのラント裁判所の裁判官、1975年に、ノルトライン・ヴェストファーレン州のラントの国家試験委員会の委員、1977年に、ケルン高裁の裁判官、1984年に、連邦裁判所 (BGH) の裁判官。1986年に、連邦議会からSPD の推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった (第2部、在任期間は1986.10.8- 1998.10.15)。ボン大学の名誉教授号をうけた。共著に、Kommentar Bundesverfassungsgerichtsgesetz (Maunz創刊), 31. A. 2009, 34. A. 2011がある⁴⁸⁾。

(c) イェーガー (Renate Jaeger, 1940.12.30-) は、1940年に、ダルムシュタットで生まれた。1959年から、ケルン、ミュンヘン、ローザンヌの各大学で法律学を学び、1964年に、第一次国家試験、1968年に、第二次国家試験に合格、デュッセルドルフの社会裁判所で裁判官となった。1970年に、連邦社会裁判所の学術研究員。1976年に、ノルトライン・ヴェストファーレン州の社会裁判所の裁判官、1987年に、連邦社会裁判所の裁判官 (1994年まで)。1988年からノルトライン・ヴェストファーレン州の憲法裁判所の裁判官 (1994年まで)。1994年に、連邦参議院からSPDの推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった (第1部、在任期間は1994.3.24- 2004.10.31)。2004年に、ヨーロッパ人権裁判所の裁判官。2010年に退官した。弁護士仲裁のオンブズマン (Ombudsfrau)。ヴェ

なお、以下においても、連邦憲法裁判所のHPによる経歴を参照したところが多い。

48) Köbler/ Peters, Who's who im Deutschen Recht, 2003, S.216.(以下 Who's whoで引用). 60歳の祝賀論文集 Der verfasste Rechtsstaat, Festgabe (hrsg Pfeiffer), 1998がある。また、Einigkeit und Recht und Freiheit, Symposium (hrsg. Hillgruber), 2008がある。

ストファーレン大学から名誉博士号をうけた⁴⁹⁾。

Soell/Jaeger/Geissler, Verfassungsrechtliche Aspekte der Beitragssatzunterschiede in der gesetzlichen Krankenversicherung, 1980.

Noch einmal - Rechtsstaat und Gerechtigkeit, 1996.

Menschenrechtsschutz im Herzen Europas, 2005.

(d) オスターロホ (Lerke Osterloh, 1944.4.9-) は、1944年に、オルデンブルクの Holle で生まれた。戦前生まれの女性の裁判官は、彼女までである。1969年に、第一次国家試験に合格し、1972年に、ハンブルク大学の共同研究員となり、1975年に、第二次国家試験に合格。1978年に、学位をえた (Das Prinzip der Eigentumsopferentschädigung im Zivilrecht und im öffentlichen Recht, 1980)。1979年に、助教授。ベルリン自由大学でも講義をもった。1989年に、ハビリタチオンを取得。1990年に、トリアー大学教授。1993年に、フランクフルト (マイン) 大学教授。1998年に、連邦議会から SPD の推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった (第 2 部、在任期間は 1998.10.15- 2010.11.16)。2010年に、退官した。

Sport Spaß und Allgemeinwohl, 1991.

Rechtsgutachten zu Fragen der Frauenförderung im Rahmen der öffentlichen Mittelvergabe, 1991.

Gesetzesbindung und Typisierungsspielräume bei der Anwendung der Steuergesetze, 1992.

(e) ハース (Evelyn Haas, 1949.4.7-) は、1949年に、ハノーバーで生まれた。1967年から、ハイデルベルク大学、ゲッチンゲン大学で法律学を学び、1971年に、第一次国家試験。1974年に、ハイデルベルク大学で学位をえた。1976年に、第二次国家試験に合格。ブラウンシュヴァイクの憲法裁判所の裁判官。1982年に、連邦憲法裁判所の学術研究員。1986年に、リュースブルクの上級憲法裁判所の裁判官。1987年に、ニーダーザクセン州の内閣官房の参与員。

49) Who's who, S.307. 70歳の記念論文集がある。Grundrechte und Solidarität - Durchsetzung und Verfahren, Festschrift (hrsg.Hohmann-Dennhardt/Masuch/Villiger). 2011. 顕彰記事もある。Würdigung FAZ 03. 07. 2008, FAZ 30. 12. 2010.

1990年に、連邦行政裁判所の裁判官となった。1994年に、連邦議会から CDU/CSUの推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった(第1部、在任期間は1994.9.14-2006.10.2)。2006年に、退官した。チュービンゲン大学の名誉教授号をうけた。ドイツ立法協会(Deutsche Gesellschaft für Gesetzgebung)の顧問。

(f) ホーマン・デンハルト(Christine Hohmann-Dennhardt, 1950.4.30-)は、1950年に、ライプチヒで生まれた。父は、レンガ積みのマイスターであった。1968年から、法律学を学び、1973年に、第一次、1975年に、第二次国家試験に合格。フランクフルト(マイン)大学で、学術研究員となった。1979年に、学位(Entscheidungsstrukturen im Unternehmen und Arbeitnehmerinteressen, 1980)。1981年に、フランクフルト(マイン)の社会裁判所の裁判官。ヴァースバーデン、ダルムシュタットの社会裁判所。1984年に、ヴァースバーデンの社会裁判所所長。1989年に、フランクフルト(マイン)の社会部門長。1991年に、ヘッセンの司法相となった。1995年に、選挙で、ヘッセンの学術相となり、1999年に、連邦参議院からSPDの推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった(第1部、在任期間は1999.1.11-2011.2.2)。2011年に、退官し、タイムラーの法務担当役員となった⁵⁰⁾。

Ungleichheit und Gleichberechtigung, 1982.

Pflichtteilsrecht (hrsg. Dauner-Lieb /Grziwotz /Hohmann-Dennhardt), 2010.

(g) ケーニヒ(Doris König, 1957.6.25-)は、1957年に、キールで生まれた。キール大学とマイアミ・ロースクールで法律学を学び、1980年に、第一次国家試験、1986年に、第二次国家試験に合格。1989年に、学位をえた(Durchsetzung internationaler Bestands- und Umweltschutzvorschriften auf hoher See im Interesse der Staatengemeinschaft, 1990)。1990年に、ハンブルクのラント裁判所の裁判官。1998年に、キール大学でハビリタチオンを取得(Die Übertragung von Hoheitsrechten im Rahmen des europäischen Integrationsprozesses, 2000)。ザールブリュッケン、ハレ、キールの各大学で

50) Who's who (前注48), S.283.顕彰記事がある。FAZ 2. 2. 2011 (Jahn Joachim).

講義をもち、2000年に、ハンブルクの Bucerius Law Schoolで教授となった。2012年に、Karsten Schmidt の後をついで、学長。2014年に、連邦議会から SPD の推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった(第2部、任期は2014.6.2-2026.6.30)⁵¹⁾。来日したことがある(2018年11月、フンボルト財団のシンポジウム)。2020年に、連邦憲法裁判所長官となった。

Schütz/Bruha/König, Casebook Europarecht, 2004.

(h) ケッサール・ヴルフ(Sibylle Kessal-Wulf, 1958.11.25-)は、1958年に Stadthagen で生まれた。法律学を学び、第二次国家試験に合格後、1985年に、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の司法職。1988年に、フレンスブルクの労働裁判所の裁判官。1992年に、同州の高裁の裁判官。1995年に、キール大学で学位(Die Innenverbände - am Beispiel Publikumsgesellschaft Franchising Mitarbeiterbeteiligung und Betriebsverband, 1995)。2001年、同州の司法相の推薦により、連邦裁判所(BGH)の裁判官。2011年に、裁判長。同年、連邦参議院から CDU/CSUの推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった(第2部、任期は 2011.12.19- 2023.12.18)⁵²⁾。

Formale Freiheitsethik oder materiale Verantwortungsethik (hrsg. Kessal-Wulf /Martinek /Rawert), 2006; Staudinger BGB Kommentar (Verbraucher kreditrecht) などに、共著がある。

(i) ヘルマンズ(Monika Hermanns, 1959.3.6-)は、1959年に、Thuineで生まれた。法律学を学び、第一次、第二次国家試験に合格し、1990年に、ザールラントの司法省の個人研究生、1995年に、連邦裁判所(BGH)の学術研究員。1997年に、ザールラント司法省。1998年に、ザールブリュッケン高裁の裁判官、ザールラントの憲法裁判所の裁判官、2004年に、連邦裁判所(BGH)の裁判官(第8民事部)、2010年に、連邦議会からSPDの推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった(第2部、任期は 2010.11.16- 2022.11.15)。連邦裁判所(BGH)と連邦憲法裁判所の判決の間に上下はないとされるが、少なくとも人的関係におい

51) Who's who(前注48), S.362.顕彰記事がある。FAZ 22. 05. 2014 (Müller Reinhard).

52) Who's who(前注48), S.333.

ては、多人数の連邦裁判所（BGH）よりも、連邦憲法裁判所は、格が上のものである。

(j) ランゲンフェルト（Christine Langenfeld, 1962-）は、1962年に生まれた。トリアー、ディジョン、マインツの各大学とシュパイヤーの行政専門大学で、法律学を学び、第二次国家試験に合格。マインツ大学で学位 Die Gleichbehandlung von Mann und Frau im europäischen Gemeinschaftsrecht, 1990）。ザールブリュッケン大学で学術研究員。ハイデルベルクのマックス・プランク研究所（外国公法）の研究員、2000年に、ザールブリュッケン大学の Georg Ress の下でハビリタチオンを取得（Integration und kulturelle Identität zugewanderter Minderheiten in der Bundesrepublik Deutschland, 2001）。2000年に、ゲッチンゲン大学教授。2016年に、連邦参議院から CDU/CSU の推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった（第 2 部、任期は 2016.7.20- 2028.7.19）。

共著（Wolfrum/Minnerop）の Environmental Liability in International Law, 2. A. 2005 がある⁵³⁾。

(k) オット（Yvonne Ott, 1963.5.25-）は、1963年に生まれた。1982年から、フランクフルト（マイン）大学で法律学を学び、1987年に、第一次国家試験に合格、学術研究員となり、研修生、1994年に学位をえて（Der Parlamentscharakter der Gemeindevertretung, 1994）、1995年に、第二次国家試験に合格。1996年に、ヘッセンの財務省に勤務、1998年に、フランクフルト・ラント裁判所の裁判官、2000年に、連邦裁判所（BGH）裁判官（第2 刑事部）、2004年に、裁判長、2010年に、連邦参議院から SPD の推薦で、連邦裁判所（BGH）の裁判官となった。2016年、連邦憲法裁判所裁判官となった（第 1 部、任期は 2016.11.8- 2028.11.7）。

(l) ベール（Susanne Baer, 1964.2.16-）は、1964年に、ザールブリュッケンで生まれた。1983年から、ベルリン自由大学、ミシガン大学ロースクールなどで法律学を学び、1988年に、第一次国家試験。1991年に、第二次国家試験に合格、1995年に、フランクフルト（マイン）大学の Simitis, Denninger の下で、

53) Who's who (前注48)), S.396.

学位をえた (Würde oder Gleichheit? 1995)。2000年に、ベルリン自由大学の Blankenagel, Schlink の下で、ハビリタチオンを取得 (Die Konstruktion des Bürgers im Verwaltungsrecht, 2003)。2002年に、ベルリン自由大学教授、2011年に、連邦議会から緑の党の推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった (第1部、任期は 2011.2.2- 2023.2.1)。フェミニズム法雑誌 (STREIT) の編集をした。パートナー関係になった最初の連邦憲法裁判所裁判官であった⁵⁴⁾。

Baer /Schweigert, Jetzt erst Recht - Rechte für misshandelte Frauen - Konsequenzen für die Täter (hrsg. Bundesministeriums für Familie Senioren Frauen und Jugend), 2001.

Baer /Schweikert, Das neue Gewaltschutzrecht, 2002.

Der Bürger im Verwaltungsrecht, 2006.

Rechtssoziologie, 2011, 2. A. 2015.

(m) ブリッツ (Gabriele Britz, 1968.10.1-) は、1968年に、Jugenheim (Bergstraße) で生まれた。フランクフルト (マイン) 大学で法律学を学び、1992年に、第一次国家試験。1993年に学位 (Örtliche Energieversorgung nach nationalem und europäischem Recht, 1994)。1997年に、第二次国家試験に合格。2000年に、フランクフルト (マイン) 大学の Steinbergの下で、ハビリタチオンを取得 (Kulturelle Rechte und Verfassung, 2000)。私講師。2001年に、ギーセン大学教授。2010年に、連邦参議院からSPD の推薦で、連邦憲法裁判所裁判官となった (第1部、任期は 2011.2.2- 2023.2.1)⁵⁵⁾。

Der Energieliefer- und -erzeugungsmarkt nach nationalem und europäischem Recht, 1995.

Freie Entfaltung durch Selbstdarstellung, 2007.

Einzelfallgerechtigkeit versus Generalisierung, 2008.

Kommentar Energiewirtschaftsgesetz (EnWG) (hrsg. Britz /Hellermann / Hermes, 2008, 3. A. 2015.

54) Who's who (前注48)), S.22.

55) Who's who (前注48)), S.81. 顕彰記事がある。FAZ 20. 12. 2010.

Forschung in Freiheit und Risiko, 2012.

(3) 連邦憲法裁判所の裁判官は、連邦議会あるいは連邦参議院の推薦を受ける。そして、推薦は、会派の推薦を受けることから、色分けが明確である。もっとも、任期はそれほど長くはなく、また、会派の推薦といっても、アメリカのように政治的な対立をそのまま持ち込むことはないから、思想的違いは、そう大きくはない。それでも、男女差別については、かなりの相違があったことから、上述のように、沿革的に、女性裁判官は、SPD によって推薦されてきたことが多い。少数者に対する考慮を重視してきたからである。もっとも、近時では、他の政党の推薦も増加している。

(4) 以下は、連邦憲法裁判所の第 1部と第 2部の女性裁判官と女性比率の対照である。

第 1 部

任期と在任期間	数	割合	
1951.9.7- 1956.8.31	1	8.3%	Erna Scheffler 最初の女性憲法裁判官
1956.8.31- 1956.10.11	1	9.1%	* Ib.
1956.10.11- 1963.8.31	1	10 %	* Erna Scheffler
1963.8.31- 1977.8.18	1	12.5 %	* Wiltraut Rupp-von Brünneck
1977.8.18- 1989.11.28	1	12.5 %	Gisela Niemeyer
1989.11.28- 1994.3.24	1	12.5 %	Helga Seibert
1994.3.24- 1994.9.24	2	25 %	Helga Seibert, Renate Jaeger
1994.9.24- 1998.9.28	3	37.5 %	Helga Seibert, Renate Jaeger, Evelyn Haas
1999.1.11- 2004.10.31	3	37.5 %	Renate Jaeger, Evelyn Haas, Christine Hohmann-Dennhardt
2004.10.31- 2006.10.2	2	25 %	Evelyn Haas, Christine Hohmann-Dennhardt
2006.10.2- 2011.2.2	1	12.5 %	Christine Hohmann-Dennhardt
2011.2.2- 2016.11.8	2	25 %	Susanne Baer, Gabriele Britz
2016.11.8-	3	37.5 %	Susanne Baer, Gabriele Britz, Yvonne Ott

*(女性裁判官の数は同じでも、裁判官の減数や部の増設のため割合が増加した)

第2部

1951.9.7- 1986.10.8		0 0%	ゼロ
1986.10.8- 1994.3.24	1	12.5 %	Karin Graßhof
1994.3.24- 1998.10.15	2	25 %	Karin Graßhof, Jutta Limbach
1998.10.15- 2002.4.10	2	25 %	Jutta Limbach, Lerke Osterloh
2002.4.10- 2010.11.16	2	25 %	Lerke Osterloh, Gertrude Lübbe-Wolff
2010.11.16- 2011.12.19	2	25 %	Gertrude Lübbe-Wolff, Monika Hermanns
2011.12.19- 2014.6.2	3	37.5 %	Gertrude Lübbe-Wolff, Monika Hermanns, Sibylle Kessel-Wulf
2014.6.2- 2016.7.20	3	37.5 %	Monika Hermanns, Sibylle Kessel-Wulf, Doris König
2016.7.20-	4	50 %	Monika Hermanns, Sibylle Kessel-Wulf, Doris König, Christine Langenfeld

4 他の連邦裁判所

(1) 連邦裁判所 (BGH)

(a) 1950年に設立された連邦裁判所 (BGH) の最初の女性裁判官は、クルメ (Elisabeth Krumme, 1897.10.6-1984.2.11) であった。連邦憲法裁判所や他の連邦の上告裁判所の中でも最初である⁵⁶⁾。2人目は、クリューガー (Gerda Krüger-Nieland, 1910.6.22-2000.9.23) であった⁵⁷⁾。3人目は、コフカ (Elsa Koffka, 1901.6.22-1994.2.18) である⁵⁸⁾。

ただし、4人目のシェッフエンの就任は、1969年であり、コフカとは、17年の差がある。70年代も、エックスタイン (Helga Eckstein, 1924-) が就任したのみである。女性の裁判官が本格的に増加するのは、1980年代になってからである。

2019年までに、84人の女性裁判官が就任した。シェッフエンとエックスタイン

56) 独法113号154頁。

57) 同159頁。

58) 同111頁。

ンより後の連邦裁判所の裁判官については、連邦憲法裁判所の裁判官のような詳細な検討は省略する⁵⁹⁾。初期の裁判官は、ワイマール期にキャリアを開始し、ナチスの時代に女性差別をうけた経歴を有するが、戦後にキャリアを開始した者は、裁判所や行政でキャリアを積み、あまり特異な点を有さないからである。2014年に、長官となった Bettina Limperg (1960-) については、後述 (b)。

2000年までに、女性裁判官は、25人任命された。連邦の上告裁判所でもっとも多数であるが、これは裁判所の陣容が大きいためであり、連邦裁判所 (BGH) の特質といえるものではない。

また、連邦裁判所 (BGH) は、多人数の人員を擁することから、他へ転出する例も多く、Kessel-Wurf, Hermanns, Ottの3人は、連邦憲法裁判所へ転出した (前述 3 (2)(h),(i),(k) 参照)

(b) リンペルグ (Bettina Limperg, 1960.4.5-)

2014年に任命されたリンペルグは、1960年に、ルール南の Wuppertal-Elberfeldで生まれた (ノルトライン・ヴェストファーレン州)。1979年に、Wuppertal で、アビトゥーアを取得して、フライブルク大学とチュービンゲン大学で法律学を学んだ。1989年に、シュトットガルトで検察官となった。ついで、シュトットガルトの区裁判所とラント裁判所で裁判官、1991年からは、他のラント裁判所の刑事裁判官となった。1994年に、連邦憲法裁判所に派遣され、Ernst-Wolfgang Böckenfördeの調査官となった。おもにアジール法と国家教会法にかかわった。Böckenförde (hrsg.), Staatsrecht und Staatsrechtslehre im Dritten Reich, Heidelberg, 1985の中に論文を書いている (Bettina Limperg,

59) 各裁判所の長官や裁判官については、それぞれの裁判所の HP にも、簡単な記載がある。また、連邦司法省による年ごとの公表もある (後述第4章 1 (2) 参照)。

連邦憲法裁判所 www.bundesverfassungsgericht.de

連邦裁判所 (BGH) www.bundesgerichtshof.de

連邦労働裁判所 www.bundesarbeitsgericht.de

連邦社会裁判所 www.bsg.bund.de

連邦行政裁判所 www.bverwg.de

連邦財務裁判所 www.bundesfinanzhof.de

Personelle Veränderungen in der Staatsrechtslehre und ihre neue Situation nach der Machtergreifung)。結婚して、子どもが2人いる。

1996年には、シュトゥットガルトのラント裁判所の刑事部に戻り、1998年には部長となった。2001年に、シュトゥットガルト高裁に移った。2004年に、Waiblingenの区裁判所の部長、2009年に、シュトゥットガルトのラント裁判所の裁判長、副所長となった。2011年に、バーデン・ヴュルテンベルク州の司法省の部長となった。初の女性部長であった。政党に属さないが、2014年5月に、SPDの推薦で、裁判官選定委員会から連邦裁判所裁判官に選出され、メルケル政権によって連邦裁判所長官に任命された。初の女性長官となった⁶⁰⁾。

(c) シェッフエン (Erika Scheffen, 1921-) は、1921年に、ベルリンで生まれた。父は、神学者であった。ベルリン自由大学、フライブルク (ブライスガウ) 大学で法律学を学び、第一次、第二次国家試験に合格し、1948年に、ザールブリュッケンで裁判官となった。高裁判事、1969年に、連邦裁判所の裁判官。1987年に引退した⁶¹⁾。

Die Rechtsprechung des BGH zum Schadensersatz beim Tod einer

60) 【法実務家】号262頁参照。BGH長官の履歴については、以下の個別の文献のほか、連邦裁判所 (BGH) のHPにかなり詳細な記載がある (http://www.bundesgerichtshof.de/DE/BGH/Praesidenten/Praesidenten_node.html)。写真もある。Vgl. Rede: Amtseinführung der Präsidentin des Bundesgerichtshofs, Frau Bettina Limperg (これは、連邦司法大臣の Heiko Maas による 2014年10月2日の演説である。リンペルグへの就任祝賀演説である)。さらに、vgl. BMJ, BGH-Präsidentin Bettina Limperg als Vorsitzende des Kuratoriums der Stiftung Forum Recht gewählt 30. JULI 2019.

2020年に、BGHは、民事13部と刑事6部を増設した。民事の各部は、特定の専門部となっているが、刑事の各部は、高裁 (OLG) ごとの地域が割り当てられている。

【法律家の歴史】667頁以下。2020年に、第6部には、Bamberg, Nürnberg, Rostock, Celle, Naumburg, Brandenburg, BraunschweigのOLG地域が割り当てられ (北ドイツから中央部、南部を含む、かなり広範囲である)、その他の地域も変動している。修正は、数年から10年で行われ、再統一時以降だけでも8回行われている。

61) Röwekamp, Juristinnen, Lexikon zu Leben und Werk, 2005, 344; Who's who (前注48)), S. 602.

Hausfrau und Mutter, 1985, 2. A. 1986.

Haftung und Nachbarschutz im Sport, 1985.

Die Rechtsprechung des BGH zum Schadensersatz beim Ausfall von Haushaltsführung und Bareinkommen, 3. A. 1994.

Schadensersatz bei Unfällen mit Kindern und Jugendlichen, 1995.

Schadensersatz bei Unfällen mit Minderjährigen, 2. A. 2003. 著作は、いずれも Frank Pardey と共著である。

(d) エックスタインは、1924年に生まれた。1974年に、連邦裁判所裁判官となり、1989年に、引退した。連邦行政裁判所のエックスタインとは別人である。

他の者については、生没年* と在任期間と、特記すべき役職についてのみ記載する。

BGH 女性裁判官	在任期間	部長 副長官 長官
Elisabeth Krumme (*1897-1984)	1950.11.1-1965.10.31	
Gerda Krüger-Nieland (*1910-2000)	1951.5.4-1978.6.30	1965.2.16 部長
Else Koffka (*1901-1994)	1952.1.2-1967.9.30	
Erika Scheffen (*1921)	1969.12.9-1987.8.31	
Helga Eckstein (*1924)	1974.6.4-1989.8.31	
Christine Krohn (*1936)	1980.6.12-2001.6.30	
Helga Scholz-Hoppe (*1937)	1980.7.4-1988.12.14	
Heidi Lambert-Lang (*1937)	1981.6.12-2002.2.28	
Lutz Meyer-Goßner (*1936)	1983.5.16-2001.7.31	1994.12.1 部長
Karin Huberta Ritter (*1937)	1984.3.1-1998.12.31	
Karin Graßhof (*1937)	1984.4.2-1986.6.8	
Hartwig Henze (*1938)	1986.11.28-2003.1.31	
Monika Harms (*1946)	1987.12.29-2006.5.30	1999.5.19 部長
Eike Ullmann (*1941)	1988.11.2-2006.10.31	1998.8.27 部長
Ruth Rissing-van Saan (*1946)	1989.8.1-2011.1.31	2002.6.6 部長

Katharina Deppert (*1941)	1990.7.27-2006.6.30	1996.5.2 部長
Gerda Müller (*1944)	1991.7.16-2009.6.30	2000.11.27部長 2005.7.5副長官
Meo-Micaela Hahne (*1947)	1992.1.21-2012.4.30	2001.11.12部長
Ingeborg Tepperwien (*1945)	1992.2.17-2010.4.30	2001.9.20 部長
Giseltraud Otten (*1943)	1995.5.17-2008.2.29	
Daniela Solin-Stojanovic (*1946)	1995.6.2-2011.4.30	
Beatrix Weber-Monecke (*1950)	1995.6.2-2016.4.30	
Barbara Ambrosius (*1944)	1996.11.4-2007.12.31	
Elisabeth Mühlens (*1949)	1999.8.19-2013.9.30	
Maren Münke (*1943)	1999.9.1-2006.3.31	
Renate Elf (*1947)	2000.9.4-2012.6.30	
Angela Diederichsen (*1950)	2000.11.7-2015.11.30	
Sibylle Kessel-Wulf (*1958)	2001.5.2-2011.12.18	2011.2.2部長 →連邦憲法裁判所
Beate Sost-Scheible (*1956)	2001.9.5-2013.7.1	
Birgit Vézina (*1948)	2001.11.1-2013.7.31-	
Barbara Mayen (*1956)	2001.11.1-	2012.4.12 部長
Johanna Schmidt-Räntsch (*1957)	2002.7.29-	
Ellen Roggenbuck (*1956)	2002.11.5-	
Christina Stresemann (*1957)	2003.7.10-2012.9.3	
Gabriele Caliebe (*1954)	2004.1.1-2017.2.28	
Monika Hermanns (*1959)	2004.5.3-2010.11.15	→連邦憲法裁判所
Ilse Lohmann (*1960)	2004.9.2-	
Ursula Safari Chabestari (*1949)	2005.1.6-2014.8.31	

Angelika Reichart (*1953)	2005.6.1-2016.8.31	
Karin Milger (*1955)	2006.4.1-2014.7.1	
Gabriele Hessel (*1959)	2006.8.31-	
Ingo Drescher (*1956)	2007.4.1-	2017.6.29 部長
Marion Harsdorf-Gebhardt (*1964)	2007.6.14-	
Ursula Schneider (*1956)	2008.5.16-	
Vera von Pentz (*1966)	2009.1.5-	
Rhona Fetzer (*1963)	2009.7.1-	
Yvonne Ott (*1963)	2010.6.25-2016.11.7	→連邦憲法裁判所
Gabriele Schuster (*1956-2017)	2010.9.6-2017.10.30	
Bettina Brückner (*1965)	2010.10.1-	
Annette Brockmüller (*1963)	2011.2.2-	
Eva Menges (*1970)	2011.5.13-	
Margret Spaniol (*1955)	2012.6.18-	
Gabriele Cirener (*1966)	2012.7.2-	
Helga Kober-Dehm (* 1962)	2013.10.1-	
Eva-Maria Derstadt (*1969)	2014.1.30-	
Christiane Graßnack (*1967)	2014.1.30-	
Martina Schwonke (*1962)	2014.3.3-	
Christiane Oehler (*1961)	2014.6.23-	
Bettina Limperg (*1960)	2014.7.1-	2014.7.1 長官
Renate Fischer (*1963)	2014.8.4-	
Desirée Dauber (*1973)	2014.11.20-	
Louisa Bartel (*1965)	2015.4.9-	
Stefanie Roloff (*1967)	2015.4.9-	

Renate Wimmer (*1970)	2015.4.9-
Ulrike Liebert (*1975)	2015.8.3-
Alexandra Haberkamp (*1966)	2015.9.1-
Heike Bußmann (*1972)	2015.10.2-
Ulrike Müller (*1968)	2015.12.2-
Antje Krüger (*1963)	2016.5.4-
Babette Pohl (*1971)	2016.5.4-
Birgit Borris (*1967)	2016.6.24-
Susanne Arend (*1962)	2016.9.1-
Ute Brenneisen (*1962)	2017.6.29-
Nina Marx (*1973)	2017.6.29-
Christiane Schmaltz (*1970)	2018.1.1-
Christina Pernice (*1973)	2018.6.29-
Britta Erbguth(*1971)	2019.7.1-
Birgit Linder(*1975)	2019.9.2-
Ulrike Picker(*1971)	2019.9.2-
Kati Resch(*1967)	2020.2.17-
Patricia Rombach	2019
Michael Schild von Spanenberg	2019
Mechthild Maria Reichsgräfin von Schmettau	2019
Simone Wiegand	2019

2020年に選任された女性裁判官は、Julia Ettl, Claudia Fischer, Dorrit Selbmann, Angelika Walther, Annette Willeの5人で、2021年に選任された女性裁判官は、Elke Adams, Andrea Laube, Susanne Matussek, Stephanie Munk, Carmen Vogt-Beheimの5人である。

(2) 連邦労働裁判所

(a) 1954年に設立された連邦労働裁判所⁶²⁾で、最初の女性裁判官は、シェーリング (Anne-Gudrun Meier-Scherling, 1906.7.26-2002.1.26) である。同年に設立された連邦労働裁判所の最初の裁判官の1人であった⁶³⁾。2人目は、ヒルガー (Marie-Luise Hilger, 1912.8.17-1996.12.25) であった⁶⁴⁾。ヒルガーは、1973年に、部長裁判官となった。3人目は、ミシェルス・ホールであり、4人目は、ライネッケ (Birgit Reinecke, 1944.4.8-2013.5.14) であり、1997年に就任した⁶⁵⁾。

2000年までに、女性裁判官は、7人しか任命されなかった。他の連邦の上告裁判所との比較でも最低である。2016年までに、22人の女性裁判官が就任した。

(b) ミシェルス・ホール (Gisela Michels-Holl, 1928.9.27-) は、1928年に生まれ、1979年に、連邦労働裁判所の裁判官となった。1986年に部長、1990年に、副長官となった。1993年に引退した。女性の長官となったのは、Ingrid Schmidtであり、初代のニッパーダイ (Hans Carl Nipperdey, 1895-1968, 長官職は、1954年から1963年。ケルン大学の教授職との兼任であった) の後、第6代であった。

2000年代からは増加したので、生没年*、在任期間、特記すべき役職のみ記載する。

	在任期間	部長	副長官	長官
Anne-Gudrun Meier-Scherling (*1906-2002)	1955.4.7- 1971.9.30			
Marie-Luise Hilger (*1912-1996)	1959.12.30- 1980.8.31	1973.11.1	部長	
Gisela Michels-Holl (*1928)	1979.7.24- 1993.9.30	1986.3.18	部長	

62) 連邦労働裁判所の前身は、ライヒ労働裁判所である。ライヒ労働裁判所の Katharina Müller(1889-1982) は、名誉職の(労働側)裁判官であり、戦前では、ライヒのレベルでは唯一の女性裁判官であった。【歴史】662頁。しかし、連邦労働裁判所においても、戦後かなりの期間、女性裁判官の数は限られていた。

63) 独法113号1 159頁。

64) 同160頁。

65) 同167頁。

		1990.5.11 副長官
Ingrid Schmidt (*1955)	1994.8.1- 2002.9.1	2005.3.1 長官
Birgit Reinecke (*1944-2013)	1997.1.1- 2009.4.30	
Edith Gräfl (*1955)	1998.2.1- 2010.7.8	
Annelie Marquardt (*1947)	1999.9.1- 2010.8.31	2010.8.31 部長
Helga Laux (*1956)	2001.11.26- 2015.10.31	
Anja Schlewing (*1957)	2007.7.1- 2015.9.1	
Inken Gallner (*1964)	2007.5.15-	
Anke Berger (*1965)	2008.6.1-	
Karin Spelge (*1961)	2008.6.1- 2018.6.1	
Regine Winter (*1959)	2009.2.1-	
Kristina Schmidt (*1968)	2009.7.23-	
Stephanie Rachor (*1966)	2010.8.1-	
Ursula Rinck (*1969)	2012.6.1-	
Margot Weber (*1960)	2013.4.30-	
Martina Ahrendt (*1967)	2013.4.30-	
Ulrike Brune (*1959)	2014.7.1-	
Maren Rennpferdt (*1964)	2014.8.1-	
Annette Volk (*1974)	2015.5.1-	
Claudia Wemheuer (*1961)	2016.6.1-	
2017年に指名された者はいなかった。		
Eva Günther-Gräff(*1968)	2018.11.1-	
Saskia Klug(*1979)	2018.11.1-	
(Sascha Pessinger(*1979)	2018.11.1-	

2021年に選任された女性裁判官は、Bettina Bubach, Ingebjörg Darsow-Faller, Claudia Nowakの3人である。

(3) 連邦社会裁判所

(a) 1954年9月に設立された連邦社会裁判所の最初の女性裁判官は、シュヴァルツ(1906-1992)であった⁶⁶⁾。2人目は、ガイサー(Maria Elisabeth (Marielies) Geysler, 1912.11.6-2008.6.26)であった⁶⁷⁾。1977年には、部長裁判官となった。3人目は、ガイガー(Gisela Geiger-Nietsch, 1927.2.21-2013.3.9)であり、1975年であった⁶⁸⁾。就任時期では、10年の間隔がある。4人目は、ヴォルフである。

2000年までに、女性裁判官は、10人しか任命されなかった。2016年までに、23人の女性裁判官が就任した。

(b) シュバルツ(Maria Schwarz, 1906-1992)は、1906年に生まれた。1957年に、連邦社会裁判所の裁判官となった。最初の女性裁判官であった。1971年に、部長となった。1974年に引退し、1992年に亡くなった。

ヴォルフ(Ingeborg Wolff, geb.Behrens, 1938-)は、1938年に、アイゼナッハで生まれた。マールブルク大学とキール大学で法律学を学び、1962年に、第一次国家試験、1968年に、第二次国家試験に合格。学位も取得。マールブルク大学で勤務、1969年から、マールブルク、ギーセンの社会裁判所。1973年に、ヘッセンのラント社会裁判所の裁判官。1980年に連邦社会裁判所の裁判官となり、1998年に副長官。1986年には、個人的な理由から連邦憲法裁判所の招請を断る。2003年に引退した。告知保護法に関するコンメンタールを編集した⁶⁹⁾。Becker/ Etsel/ Bader, Kündigungsschutz, 6.A. 2002.

66) Vgl. Deutscher Juristinnenbund e.V.(hrsg.), 2003, Juristinnen in Deutschland, S.36. 連邦社会裁判所は、1954年9月11日に、設立された。他の連邦の上告裁判所とは異なり、ライヒの時代の前身をもたない。

67) 独法113号1 161頁。

68) 同163頁。

69) Vizepräsidentin des Bundessozialgerichts a. D. Dr. Ingeborg Wolff wird 75 Jahre alt, Pressemitteilung des Bundessozialgerichts Nr. 20/13 vom 12. Juli 2013; Who's who (前注48), S.801.

	在任期間	部長 副長官
Maria Schwarz (*1906-1992)	1957.7.30- 1974.5.31	1971.1.1 部長
Maria Elisabeth Geyser (*1912-2008)	1965.4.13-1980.1.31	1977.5.20部長
Gisela Geiger-Nietsch (*1927-2013)	1975.9.1- 1989.2.28	
Ingeborg Wolff (*1938)	1980.10.9- 2003.7.31	1998.1.1 副長官
Renate Jaeger (*1940)	1987.7.23- 1994.3.24	
Ruth Wetzels-Steinwedel (*1948)	1989.3.7- 2013.8.31	1998.9.1 部長 2003.8.27副長官
Helge Loytved (*1948)	1991.11.11- 2013.11.30	2002.6.28部長
Kristin Tüttenberg (*1941)	1992.7.28- 2005.4.30	
Gisela Harbeck (*1938)	1995.7.28- 2002.2.28	
Christel Streffer (*1941)	1997.7.1- 2006.1.31	
Sabine Knickrehm (*1959)	2003.4.1- 2016.8.16	
Susanne Hüttmann-Stoll (*1959)	2004.11.1-	
Liselotte Günniker (*1954)	2005.9.1-	
Elke Roos (*1960)	2006.2.1- 2016.10.1.	
Ruth Düring (*1958)	2007.7.1-	
Nicola Behrend (*1962)	2008.1.1-	
Karen Krauß (*1964)	2008.9.1-	
Ricarda Brandts (*1955)	2008.8.1- 2010.11.25	
Karin Hannappel (*1955)	2010.7.1-	
Jutta Siefert (*1969)	2012.7.1-	
Ursula Waßer (*1966)	2013.6.1-	
Anne Körner (*1973)	2014.10.1-	
Ingrid Bergner (*1970)	2016.7.1-	
Miriam Meßling (*1973)	2016.10.1-	
Katrin Just (* 1967)	2017.3.1-	

2017年に指名された者はいなかった。

Miriam Hannes(*1973)	2018.1.1-
Christiane Padé(*1975)	2018.8.29-
Andrea Loose(*1972)	2018.10.1-
Petra Knorr(*1970)	2019.11.20-
Judit Neumann(*1976)	2019.11.22-

2021年に選任された女性裁判官は、Barbara Geiger, Julia Hahn, Bettina Karlの3人である。

(4) 連邦行政裁判所

(a) 1952年に設立された連邦行政裁判所の最初の女性裁判官は、シュミット(Charlotte Schmitt, 1909-1989)であった⁷⁰⁾。2人目のホップは、ようやく1967年に、就任した。1970年代になっても、エックスタインなど3人のみである。1980年代も、1人にすぎない。連邦財務裁判所と並んで、もっとも女性比率の低い裁判所であった。2000年までに、女性裁判官は、11人しか任命されなかった。Evelyn Haas は、1994年に、連邦憲法裁判所に転出した(前述3(2)(e)参照)⁷¹⁾。

2007年に、ブムケ(Ulrike Bumke, 1958.2.11-2016.2.20)が就任した⁷²⁾。

2016年までに、27人の女性裁判官が就任した。

(b) エックスタイン(Charlotte Eckstein, 1926.1.17 -)は、1926年に生まれた。1946年に、ライプツヒ大学で法律学を学び、1950年に学位。1971年に、連邦行政裁判所の裁判官となった。連邦内務大臣もした。1991年に引退した。

70) 独法113号159頁。

71) このように、連邦の上級裁判所から連邦憲法裁判所に人員が引き抜かれるのは、憲法事件が時々の政治問題となることが多いからである。裁判官にも政党色はあるが、アメリカ(おそらく日本よりも)よりも、ずっと控えめである。また、アメリカは、上院の審査で、ドイツは、政党の推薦と連邦参議院の審査によって、任命手続は透明になっている。4章1(1)をも参照。

72) 独法168頁。

ホップ (Pauline Hopf, 1914-1972) は、1914年に生まれた。1967年に、連邦行政裁判所の裁判官となり、1972年に、亡くなった。

(c) ジーフューキング (Rosanna Sieveking, 1965-) は、1965年に、ハンブルクで多くの法律家を輩出した家系に生まれた。法曹資格を取得し、1995年に、ベルリンで司法職についた。同年、ベルリンの行政裁判所の裁判官となり、1999年から連邦憲法裁判所の学術研究員となった。2009年に、ベルリン・ブランデンブルクの上級行政裁判所の裁判官となった。2018年に、連邦行政裁判所の裁判官となった⁷³⁾。

	在任期間	部長 副長官
Charlotte Schmitt (*1909-1997)	1953.4.23- 1977.9.30	1958.5.2部長
Pauline Hopf (*1914-1972)	1967.8.1- 1972.10.18	
Charlotte Eckstein (*1926-2001)	1971.7.1- 1991.1.31	1987.2.3部長
Inga Schmidt (*1928-2001)	1975.12.4- 1992.4.30	
Ingeborg Franke (*1935)	1975.12.18- 2000.5.31	1990.9.1部長 1993.10.1 副長官
Helga Scholz-Hoppe (*1937)	1988.12.14- 1994.1.31	
Evelyn Haas (*1949)	1990.9.3- 1994.9.14	→連邦憲法裁判所
Helga Heeren (*1947)	1991.8.1- 2007.2.28-	
Marion Eckertz-Höfer (*1948)	1993.10.29- 2014.1.31 2002.10.1	2001.9.20 部長 副長官、2007.6.1長官
Ilse-Sabine Beck (*1949)	1997.10.21- 2012.4.30	
Sibylle von Heimburg (*1951)	1997.10.21- 2012.7.10	
Eva-Christine Frentz (*1955)	2000.9.7-	
Renate Philipp (*1962)	2004.6.1- 2016.3.2	
Susanne Hauser (*1950)	2004.7.1- 2014.12.31	

73) Richterwahlausschuss hat 23 neue Bundesrichter gewählt 2018.7.6 (Beck-aktuell, Heute im Recht).

Elisabeth Buchberger (*1950)	2006.7.14- 2016.4.30	
Ingo Kraft (*1961)	2007.5.15- 2016.5.23	
Ulrike Bumke (*1958-2016)	2007.7.2- 2016.2.20	
Anne-Kathrin Fricke (*1960)	2007.7.2-	
Heidi Stengelhofen (*1966)	2008.6.2-	
Kerstin Schipper (*1964)	2008.8.1-	
Martina Eppelt (*1969)	2010.8.3-	
Inge Rudolph (*1957)	2012.6.19-	
Ulrike Bick (*1959)	2012.8.10-	
Petra Hoock (*1965)	2014.9.2-	
Katharina Harms (*1961)	2014.10.1-	
Susanne Rublack (*1962)	2015.2.2-	
Silke Wittkopp (*1972)	2016.8.2-	
2017年に指名された者はいなかった。		
Daniela Hampel (?)	2018-	
Rosanna Sieveking (*1965-)	2018-	Hamburgの名門
Elisabeth Steiner (*1970-)	2018-	
Angela Henke (*1978-)	2019-	
Sigrid Emmenegger	2020-	
Isabel Schübel-Pfister	2020-	

2021年に選任された女性裁判官は、Gabriela Bähr, Ulrike Fenzl, Stephanie Gamp, Yvonne Hellmannの4人である。

(5) 連邦財務裁判所

(a) 連邦財務裁判所の最初の女性裁判官は、ニーマイヤーであり(1972年から1975年)、彼女のはちに憲法裁判所裁判官となった(1977年から1989年)⁷⁴⁾。1950年に設立されてから、22年も経過していた。2人目のホフマンが就任する

74) 前述3(1)の連邦憲法裁判所を参照。

1976年と、3人目のエプリングの就任する1984年の間には、8年もの間隔がある。1980年代に就任した女性裁判官は、このエプリングとベッカーの2人のみである。連邦財務裁判所も、女性比率のもっとも低い裁判所であった。

2000年までに女性裁判官は、9人しか任命されなかった。2016年までに、25人の女性裁判官が就任した⁷⁵⁾。

(b) ホフマン (Ruth Hofmann, 1933-) は、1933年に、ミュンヘンで生まれ、1968年に、ミュンヘンの財務裁判所の裁判官、1976年に、連邦財務裁判所の裁判官となった。1991年に、部長となった。1998年に引退した。

共著の Ruth Hofmann/ Gerda Hofmann, Grunderwerbsteuergesetz, 2. A. 1967, 7. A. 2001, 8. A. 2004 がある。

(c) エプリング (Iris Ebling, 1940.5.9-) は、1940年に、ベルリンで生まれた。法律学を学び、1962年に、第一次国家試験、1966年に、第二次国家試験に合格し、バイエルンの財務行政職に入った。1984年に、連邦財務裁判所の裁判官。1998年に、部長。1999年に、長官となった。2005年に、引退した。連邦財務裁判所の副長官をした Dr. Klaus Ebling と結婚している。

ベッカー (Heide Boeker, 1945-) は、1945年に、生まれた。1988年に、連邦財務裁判所の裁判官となり、2001年に、部長。2010年に、引退した。

	在任期間	部長 副長官 長官
Gisela Niemeyer (*1923-2012)	1972.9.1- 1975.7.31	
Ruth Hofmann (*1933)	1976.2.2- 1998.1.31	1991.6.1 部長
Iris Ebling (*1940)	1984.2.13- 2005.5.31	1998.5.1 部長

75) 連邦財務裁判所の前身であるライヒ財務裁判所は、1918年に計画・設立された。実質的な発足は、1919年のワイマル共和国の時代からである。租税と関税に関する上告審である。たんなる租税裁判所 (Steuergericht) ではないことから、ライヒ議会は、「財務」裁判所と命名したのである。Vgl.BMJ, Rede 1. Oktober 2018 (Dr. Katarina Barley); Rede 100 Jahre Steuerrechtsprechung im Bundesfinanzhof; Rede der Bundesministerin der Justiz und für Verbraucherschutz Dr. Katarina Barley bei der Eröffnung der Veranstaltung „100 Jahre Steuerrechtsprechung“ im Bundesfinanzhof am 1. Oktober 2018 in München.

		1999.11.5長官
Heide Boeker (*1945)	1988.6.21- 2010.10.31	2001.11.5部長
Monika Völlmeke (*1946)	1990.10.1- 2011.8.31	2005.6.1 部長
Suse Martin (* 1949)	1991.7.16- 2013.8.31	2008.1.1 部長
Adelheid Kaufmann (*1939)	1991.7.16- 2002.12.31	
Karin Renate Ahmann (*1943)	1991.11.4- 2008.11.30	
Christel Alber (*1939)	1996.3.28- 2004.6.30	
Silvia Schuster (*1952)	2000.9.7-	2011.8.24部長 2016.4.1 副長官
Karin Heger (*1953)	2000.9.19- 2012.4.12	
Adelheid Jäger (*1952)	2002.10.1-	
Monika Jachmann-Michel (*1963)	2005.1.6- 2016.4.1	
Christine Meßbacher-Hönsch (*1955)	2006.10.1- 2020.10.10.31	2016.4.9副長官
Jutta Förster (*1957)	2007.7.2-	
Elvira Hettler (*1965)	2010.11.1-	
Robertta Hübner (*1965)	2009.9.1-	
Ulrike Banniza (*1966)	2008.8.14-	
Franceska Werth (*1968)	2012.6.18-	
Ulrike Köhler (*1969)	2014.2.1-	
Ellen Siegers (*1961)	2014.3.1-	
Sabine Haunhorst (*1966)	2015.4.9-	
Katja Roth (*1974)	2015.8.1-	
Anette Kugelmüller-Pugh (*1971)	2016.1.11-	
Michaela Teller (*1975)	2016.2.1-	
Katja Wiesmann(*1972)	2017.11.1-	
Antje Weihs(*1968)	2018.9.10-	

Anke Morsch

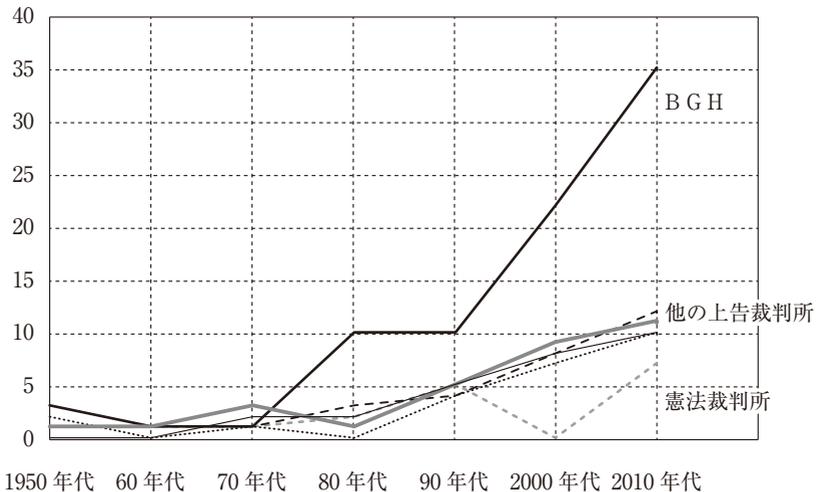
2020-

2021年には選任された女性裁判官はなかった。

(6) 以下のグラフは、1950年代からの女性の連邦裁判官の任命数である。在任者の数ではないから、たとえば、2000年代の初めの連邦憲法裁判所に、女性裁判官がいなかったわけではない。また、裁判所の規模が異なることから、数の多寡は、必ずしも女性比率とは直結していない。連邦（通常）裁判所の女性裁判官の実数は多いが、これは規模が大きいからであり、必ずしも女性比率が高いことを意味しない。連邦憲法裁判所の女性裁判官の実数が少ないことも、規模の小さいことの反映である。女性比率は、むしろ高い方である。

連邦憲法裁判所は、しばしば他の連邦の上告裁判所から人材を補給していることから、連邦段階の裁判所に属した女性の実数は、名目数よりも減少することになる。

各連邦裁判所の女性裁判官の推移（任命数）



第4章 むすび

1 近時の連邦裁判官の任命の動向

(1) 連邦裁判所の女性裁判官を例として、指導的地位の女性の進出を概観した。男女比率の是正には、比率割当がもっとも実効的である。抽象的な平等概念だけでは、足りない。北ヨーロッパに比すると、ドイツの女性の社会進出は、決して進歩的なものではなかった。西ヨーロッパの基準でも遅れている。その遅い歩みが進展し始めたのは、この10年にすぎない。一部の分野において、世界的水準からまったく後進の日本にとって、参考となろう。

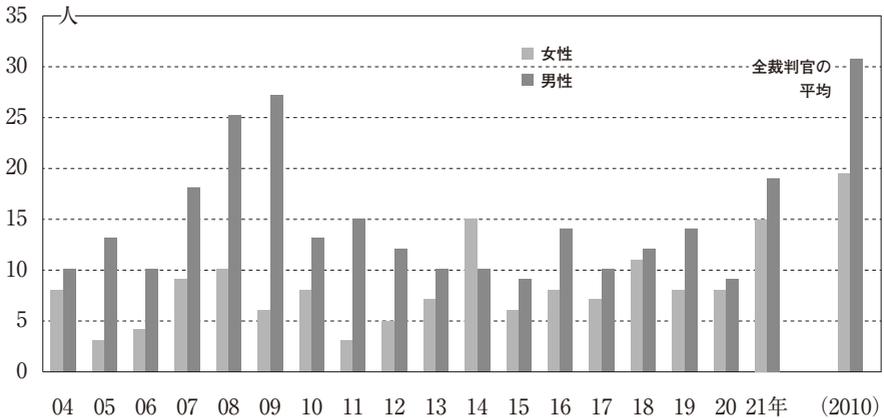
すべての連邦裁判所における男女の任命と比率は、近時でも、以下のように推移している。連邦憲法裁判所の裁判官は、12年の任期で任命される。他の連邦の上告裁判所の裁判官が、50歳台前半で任命されるのに比して、任命のうちの歳は、やや上回ることが多い。そのこともあり、他の連邦の上告裁判所から、連邦憲法裁判所に人材が引き抜かれる例がみられる。その結果、あるいは原因か、連邦憲法裁判所の地位は高い。とりわけ日本の旧大審院のように多数の裁判官数を有する連邦裁判所(BGH)の裁判官の地位は、そう高いものではない。

初期の連邦憲法裁判所の女性裁判官の任命時の歳は、順に、58、51、54、49、50歳であり、連邦裁判所(BGH)では、53、41、51、48歳となる。ナチスの時代にキャリアを開始した者については、任命時の年齢は高くなったが、それ以外には、あまり大きな差はみあたらない。

女性の連邦司法相では、Leutheuser-Schnarrenbergerが最初で、Däubler-Gmelin, Zypries と続いた。その後の女性連邦司法相は、2018年に、Katarina Barley で、2019年に、Christine Lambrecht であった。近時の連邦司法相の詳細については、独法113号71頁、177頁を参照されたい⁷⁶⁾。

76) 2021年1月7日に、連邦司法庁(BMJ, Bundesamt für Justiz)長官の交代もあった。ボンの司法庁は、連邦司法・消費者保護省の管轄下の連邦官庁である。司法一般のサー

連邦裁判所に任命された裁判官・各年の男女別の推移



Zypriens (2002～2009) (SPD) △連立 CDU,FDP 司法相交代 △大連立 (CDU,SPD) B. L. 交代 Heiko Maas (SPD) Leutheuser-Schnarrenberger (再任)

(2) 連邦の上告裁判所の裁判官の選任について、選任の提案は、連邦裁判官選定委員会 (Bundesrichterwahlausschuss) のメンバーと連邦司法大臣により行われる。この連邦裁判官選定委員会は、16州の担当のラント大臣 (司法大臣) と連邦参議院から選出された16人のメンバーから成る。同委員会は、有効投票の過半数による秘密投票で決定する。議会が平等化すれば、委員会やその判断

ビスセンターであり、国際的な法取引に対する請求の擁護も行う。1200人の人員が多様な作業を行っている。

Veronika Keller-Engelsが、Heinz-Josef Frieheの後任となった。後者は、9年間その地位にあったが、定年となった。Keller-Engels は、検事および裁判官 (連邦憲法裁判所や連邦裁判所BGH) をし、ブリュッセル (EU) で政府代表部に勤めた。2013年から、司法省の参与。2015年から、ドイツ国際法律協力財団 (Deutsche Stiftung für internationale rechtliche Zusammenarbeit e.V) の理事長 (ボン)。また、2018年から連邦裁判所(BGH) の検事局でテロ対策部の連邦検事であった。BMJ, Amtsübergabe an neue Präsidentin des Bundesamts für Justiz Veronika Keller-Engels, 2021.1.7. 連邦司法省の上級職に、新たに女性がついたことになる。

も平等化する。平等のためには、こうした選任の透明性が必要である。選任の結果は、毎年3月ごろに公表されるが、2020年に関しては、一部が延期された。新型コロナ(covid-19)の年であった。

2015年以降の状況は、以下のようになる。

2015年には、連邦裁判所、連邦行政裁判所、連邦財務裁判所の15人の新裁判官を決した。連邦裁判所では、6人(うち女4)、連邦行政裁判所では、5人、連邦財務裁判所では、4人(うち女2)である。同年は、割合(Frauenquote)制を定める法律が成立した年である。

2016年には、連邦裁判所で、14人(うち女5)、連邦行政裁判所で、3人(うち女1)、連邦財務裁判所で、1人、連邦労働裁判所で、4人(うち女1)、連邦社会裁判所で、2人(うち女1)の合計24人(女8)である。

2017年には、連邦裁判所で、12人(うち女6)、連邦行政裁判所で、2人(うち女0)、連邦財務裁判所で、3人(うち女1)、連邦労働裁判所と連邦社会裁判所では、選任は0であった。合計17人(うち女7)である。

2018年には、連邦裁判所で、5人(女0)、連邦行政裁判所で、3人(うち女3)、連邦財務裁判所で、3人(うち女1)、連邦労働裁判所で、4人(うち女2)、連邦社会裁判所で、8人(うち女5)の合計23人(うち女11)である。

2019年には、連邦裁判所で、18人(うち女7)、連邦行政裁判所で、3人(うち女1)、連邦財務裁判所で、1人(うち女0)、合計22人(うち女8)であった。連邦労働裁判所と連邦社会裁判所には、なかった。

新型コロナの発生年である2020年3月には、連邦裁判所で、10人(うち女5)が選任され、連邦労働裁判所と連邦社会裁判所にはなかった。また、連邦行政裁判所と、財務裁判所の選任は、のちに延期された。残りは、10月8日に公表され、行政裁判所は3人(うち女2)、財務裁判所で、4人(うち女1)であった。合計で、17人(うち女8)である。

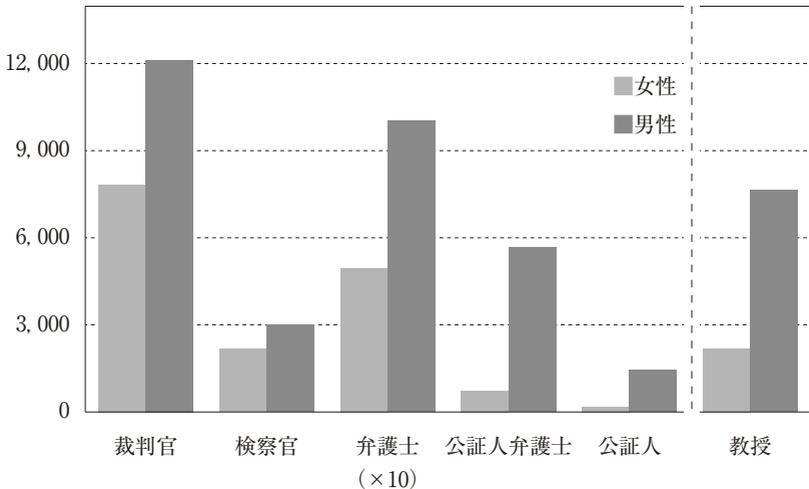
2021年には、連邦裁判所で15人(うち女5)、連邦行政裁判所で8人(うち女4)、連邦財務裁判所で1人、連邦労働裁判所で5人(うち女3)、連邦社会裁判所で5人(うち女3)であった。合計34人、女性の合計は、15人である。

(3) 下級審の裁判官の男女比率は、2010年ごろには、まだ4対6ほどであったが⁷⁷⁾、近時は、男女の差はしだいに減少し、法学部の卒業生や第二次国家試験に合格したアセソールでは、ほとんどみられない。割合法の定める30%の最

77) 2011年の裁判官数 1万9953人(うち女性7744)、検察官 5146人(うち女性2127)、弁護士 14万9323人(うち女性4万9184)、公証人弁護士6356人(うち女性688人)、公証人 1561人(うち女性111)。Statistisches Jahrbuch für BRD, 2012 3.6.1 Hochschulen, Studierende und Studienänger/-innen im Wintersemester 2011/2012, S.90 (11.1 Personal der Rechtspflege, S.304)。

法曹の女性比率は、増加しつつあり、裁判官や検察官、弁護士では、かなり早くに同率を達成しそうであるが、公証人では少なく、増加もわずかである。公証人の数は限定されているからである。もっとも、ドイツには、公証人弁護士の地域がかなり広範にあるから、部分的には格差解消が可能である。【専門家】155頁参照。

法曹の女性の割合



弁護士数はこの10倍である。

教授数は、法律、経済、社会学における総計である。Statistisches Jahrbuch für BRD, 2012 <3.6.6.> Hauptberufliches wissenschaftliches und künstlerisches Personal an Hochschulen 2010, S.94。

低基準をすでに上回っていることから、法定の基準による強制が行われる必要はない。

2 国家試験における男女比率

(1) 近時の第1次国家試験における男女比率は、女性優位で、ほぼ互角であるが、微増傾向にある。1990年のドイツ再統一後、旧東ドイツ地域には、比較的高い女性割合がみられたが、その後、しだいに州間の差は解消したのである。近時では、連邦全体でもほぼ55%以上を維持している⁷⁸⁾。

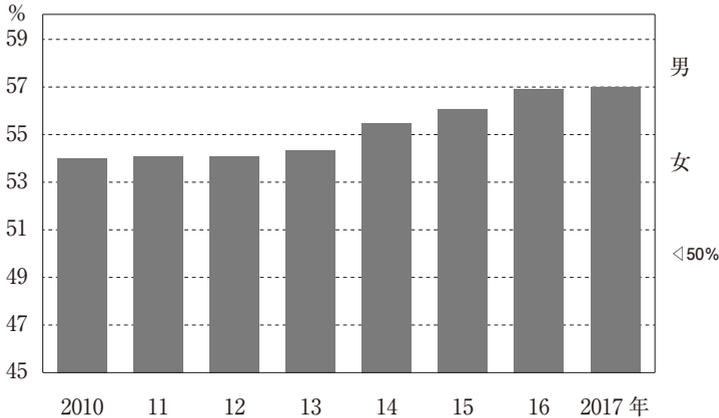
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
最終の合格者	8183	8312	9721	9353	9338
女性の合格者	4789	4781	5492	5324	5423
女性比率(%)	58.5	57.5	56.5	56.9	58.1
必修試験の合格者	8533	8840	10144	9929	10559
女性比率(%)	57.9	57.9	56.6	53.8	58.2

(2) 以下は、第2次国家試験における合格者の男女比である。こちらも、2015年以降、55%を超え、しかも年々増加している。10年以上も継続的に増加していることから、法律職が女性の目標として定着していることがわかる。

男女が逆転したのは、2007年である。同年、初めて、女性が50.8%となり、男性を上回って、それ以降上回っている。2006年には、49.8%、2005年には、48.3%であった。2005年から2009年の間の女性合格者の割合も、継続的に増加している。その当時の経済界や行政では、同率の取組は遅れていたから、それよりも早かった。

78) 第1次国家試験については、BMJ, Übersicht über die Ergebnisse der Ersten Juristischen Prüfung im Jahre 2018, 2020.3.5. 第二次国家試験については、BMJ, Art und Gewichtung der in der Zweiten Juristischen Prüfung zu erbringenden Leistungen, 2020.3.5. 毎年公表される司法省の統計である。最新版は、2020年3月である。

第2次国家試験の合格者の男女比



	2005	2006	2007	2008	2009	2010
総数	9400	8573	8351	8345	9347	8358 人
女性数	4541	4267	4260	4342	4939	4500
比率	48.3	49.8	51.0	52.0	52.8	53.8 %

3 割合への方策

割合法は、強制的割当による男女同権の実現を旨とするものであるが、連邦裁判官の例からも明らかのように、指導的地位の女性比率は、自然に増えるものではない。その理由は、種々あるが、女性の進出には、男性よりも多くの障害があるからである⁷⁹⁾。これは、性別以外の差別についても同じであろう。同率

79) BMJ, Frauen in Führungspositionen: Freiwillig tut sich wenig - nur feste Vorgaben wirken, 2020.6.10. 割当の必要性は、とくに、連邦家族相の Franziska Giffey の強調するところである。そして、最良の判断は、男女によって代表される指導的チームがなしうるし、とりわけ企業が危機的状況にあるときがそうである。また、指導的地位の女性は、経済的な効果を進展させ、現代的な企業文化に合致しているとする。

化を目ざすのであれば、その障害を取り除くためには、積極的な支援策が必要となる。さらに、そこにいたるきめ細かい方策がある。最初は、第1章で指摘した最低限1人という基準であり（企業役員の場合）、1人でもいれば、後続することが容易になる。ただし、他からの相当の理解なしには、1人では、全体の意思に有為な影響を与える余地は乏しい。そこで、30%の最低割合が必要となる。この比率になると、もはや無視することはできなくなるのである。割合を義務づければ、あとは、自然的な同率の方向性が定まる。北ヨーロッパは、すでにこの循環に達している。ドイツでも、下級審の裁判官は、この段階に達している⁸⁰⁾。

これに対し、日本の法曹数については、必ずしも楽観はできない。直近の司法試験の合格者でも、かなりの男女差がみられるからである（2020年に、1083対367で、25.31%）⁸¹⁾。詳細は省略するが、法曹改革（ロースクールの発足は

2008年のアメリカ大統領選挙で、Hillary Diane Rodham Clinton(1947-)は、民主党の予備選挙で、Barack Hussein Obama(1961-)に破れ、2016年の選挙では、大統領候補となったが、本選挙で、Donald John Trump(1946-)に破れた。2021年まで、46人のアメリカ大統領の中に、女性は、1人もいない。人種による差別よりも、男女差別がより根深いものをもっている。歴史的にも、男子の普通選挙は、ドイツで1867年、アメリカで1870年に達成されたが（イギリスで、1918年、日本では1928年）、男女の普通選挙は、ドイツで1919年、アメリカで1920年であった（イギリスで1928年、日本では1945年）。

- 80) 成功している例にも課題は、まだ残されている。たとえば、企業部門で、女性役員が誕生しても、女性は人事担当など補助的地位に回ることが多く、代表取締役はまだ例外にとどまるからである。公的部門、とくに裁判所では、部長や長官が誕生しているが、数的には少ない。
- 81) なお、日本の司法試験における男女の合格率の差についての研究としては、松岡佐知子「女性法曹の増加の原状回復と課題」早稲田大学法務研究論集3号93頁がある。公刊時の数字で、最も差の少ない2010年度で1.00ポイント、最も差の大きい2017年度で6.73ポイントの差がついており、平均して3.62ポイントの差があった。興味深いのは、短答式試験の合格率では、男性の合格率に比べ女性の合格率が、ほぼ毎年10ポイント程度低く、明確に男女差がある。これに対し、短答後の論文式試験の合格率では、どちらかの合格率が高い傾向にあるわけではないとされる点である。同98頁。

2004年)のあった2000年以降、受験者に占める女性の割合は、おおむね26%を超えており(30%以下)、合格者に占める割合は、2010年までは、28%前後であったが、その後は下降し、2013年からは、20~24%程度にとどまっている(2018年に、24.5%、2019年に、24.4%)。割合法との比較でみれば、正のスパイラルに達するには、おおむね30%の充足が必要である。近年になっても、ほとんど増加がなく、出発点から大差があるようでは、正のスパイラルにもちこむことは、かなりむずかしい⁸²⁾。意識改革が遅れた状況では、官職への割当を含めた社会環境の整備が必要である。

4 補論、科学における格差

国連の教育、科学、文化に関する組織であるユネスコは、2015年から、科学におけるジェンダーバイアス(UNESCO Gender bias in sciences)に関する報

その理由は多様であるが、家庭環境や社会環境の差とされる。

その結論は、大学進学率などとも共通する。女子は家庭内で経済的な理由から男子よりも後回しにされることが多く、合格の見込み・期待値が高くなければスタートラインに立つことができない(独法 113号79頁、経済事情により家庭内の勉強機会の調整弁とされる)。しかも、短答式試験は、比較的暗記を中心とするから、長期間を要することが多く、女子には長い時間をかけて経験値を積むことが難しかったのである。

近時の裁判官の女性比率は、22.59%といわれる(2697人対787人、2019年)。近時の司法試験の合格率25.31%よりも低い。また、4分の1から5分の1では、影響力をもつにはまだ十分ではない。

82) 法曹としての就職についても、必ずしも透明ではなく(かつては裁判官任官につき、裁判官教官が差別を公言することがあった。明確な差別のなくなったのは、任官希望者が減少した時期からである。女性検察官の数は、裁判員裁判を見越して増加された。ロースクール発足後には、弁護士の就職難がいわれ、格差は女性に不利に働いた)、就職後の激務もある。出産、育児に対する対応が、法曹界でとくにあついわけでもない。大手の法律事務所には、産休や育休の制度のあることもあるが、一般的ではない。むしろ企業内弁護士のほうがこれらが完備していることから、企業内弁護士の女性比率は4割であり、弁護士全体の女性比率(18.4%)を上回る(日経新聞2018年9月12日)。

告書を作成している (UNESCO SCIENCE REPORT Towards 2030, 2015, 2nd.ed.2016)。2021年には、新しい版が公開された⁸³⁾。それによると、裕福な国々のいくつかにおいては、貧しい国々よりも、男女平等において後進的な場合があるとされた。

現代的な技術革新の求められている多くの分野でスキルが不足しているが、工学系の学位取得者の女性は、28%、コンピューターサイエンスと情報科学では、40%にすぎない。OECD 諸国では、工学系の学位取得者の女性割合は、世界の平均に足りず、フランス26.1%、アメリカで20.4%、スイス16.1%で、日本は14%にすぎない。富裕さが、自動的に格差を克服するわけではない。工学系の学位取得者の女性割合が高いのは、アラブ諸国と中南米である。アルジェリアで48.5%、シリアで43.9%、オマーンで43.2%であり、また、ペルーで47.5%、ウルグアイ45.9%などである⁸⁴⁾。教育と専門性が格差を克服する有力な手段であることが認識されているのであろう。指導的地位の獲得には、企業の管理職の分野だけでは足りず、専門職や技術職の分野が不可欠である⁸⁵⁾。

もっとも差別の少ないと思われる科学分野においても、全体として、女性研究者は、キャリアが比較的短く、賃金も低い傾向 (shorter, less well-paid careers) にあるとされる⁸⁶⁾。その他の分野においては、ジェンダーバイアスは、

83) 2021年2月10日公表。これは、国連の、科学における女性と少女の国際デー (International Day of Women and Girls in Science) にあわせたサマリーの公開であり、全体は、4月に公開される。

84) UNESCO SCIENCE REPORT Towards 2030, 2021, summary.なお、cf. UNESCO Recommendation on Open Educational Resources, 2019; Recommendation on Science and Scientific Research, 2017.

85) もともと女性の社会進出の端緒となったのは、医師や教師などの専門職であった。独法113号169頁以下参照。

86) AFP 2021.2.10. 女性研究者の業績は、高いランクの雑誌に公刊される機会も少なく、昇進の機会も無視されることも多く、こうしたことが学位の少なさに反映されている。増大する自動化産業に向かう現在の流れを、伝統的なジェンダーバイアスから免れさせるためには、女性がデジタル経済の中で完全に活動できることが必要であるとされる (ユネスコ)。

なお多く残存しているとみることができる⁸⁷⁾。

87) 2021年4月30日、連邦司法大臣のLambrechtは、引退したBeate Schmidtの代わりに、Margaretha Sudhof Regina Hockを連邦特許裁判所(Bundespatentgericht)長官に指名した。前任者は、10年間その職にあった。新任のRegina Hockは、ドイツ特許庁(Deutscher Patent- und Markenamt, DPMA)で、2011年に「法」部門の部長、2012年から「行政と法」部門の部長であった。その前の2000年から2010年には、連邦特許裁判所の裁判官であった。さらに、その前は、ミュンヘンの裁判官およびバイエルン政府の公共部門の参与であった。Vgl.BMJ, Amtsübergabe an neue Präsidentin des Bundespatentgerichts, 2021.4.30.

連邦特許裁判所は、ミュンヘンにおかれた上級の連邦裁判所である(1961年設立)。特許と商標などの営業的保護権に関する特別裁判所であり、総計24人の裁判官がいる。特許訴訟に関わる裁判官には、法律家のほか自然科学者も含まれている(技術裁判官 Technische Richter といわれる)。上告裁判所は、BGHである。

基本法19条4項では、公権力による権利侵害に対しては、裁判権が保証され、他の機関の管轄が認められないときには、裁判所への出訴が認められている。特許庁の抗告委員会がそうした裁判手続に相当するかについて、1959年の連邦行政裁判所の判決では、行政裁判所による審査を肯定した。しかし、1961年の基本法96条では、1項で、連邦が営業上の権利保護のための裁判所を設置できるとし、3項で、その場合の最高裁判所は、BGHであると定めたのである(2項は、軍事裁判所を定め、3項は、その最高裁判所もBGHとする。旧96条は、現在の95条に相当)。

なお、2021年5月18日、家族相のGiffeyが辞任し、家族相は、司法相のLambrechtの兼任となった。女性割合の同率化などで2省の調整が必要な場合が多いことから、合理性もあろう。

連邦家族・高齢者・女性・年少者省(Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend)は、比較的新しい省である。1953年に、家族問題省(Bundesministerium für Familienfragen)として発足した。1957年に、家族と年少者問題省(Bundesministerium für Familien- und Jugendfragen)となり、1969年に、健康省を統合し(Bundesministerium für Jugend, Familie und Gesundheit)、1986年に、年少者、家族、女性、健康省(Bundesministerium für Jugend, Familie, Frauen und Gesundheit)となった。1991年に、①家族・高齢者省(Bundesministerium für Familie und Senioren)と②女性・年少者省(Bundesministerium für Frauen und Jugend)に分離され、同時に③健康省も独立した。1994年に、①②は、再度統合さ

れた。現在の対象は、家族・高齢者・女性・年少者である。③健康省は、2002年に、社会保障を統合したが、2005年に、それを労働省に移管し、もとの健康省となり、2020年のコロナ対策などを担当している。家族省に関しては、家族、年少者、女性、高齢者の順に追加されたことになる。家族問題に関する戦後の関心の推移を象徴するものである。